

# 滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例施行規則

〔平成元年3月7日〕  
滋賀県町村職員退職手当組規則第1号

改正	平成3年6月13日規則第1号	平成10年2月19日規則第1号
	平成11年3月1日規則第1号	平成12年2月9日規則第2号
	平成13年4月26日規則第3号	平成13年10月1日規則第5号
	平成14年3月4日規則第1号	平成15年8月8日規則第1号
	平成16年9月16日規則第2号	平成17年2月1日規則第1号
	平成18年6月21日規則第1号	平成18年8月7日規則第2号
	平成20年1月23日規則第1号	平成21年3月26日規則第2号
	平成21年7月10日規則第3号	平成22年4月1日規則第1号

滋賀県町村職員退職手当組合退職手当支給規則（昭和33年規則第1号）の全部を改正する。

## 第1章 総則

（目的）

**第1条** この規則は、滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例（昭和58年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

**第2条** この規則において、「組合」とは滋賀県市町村職員退職手当組合を、「組合長」とは組合の長を、「組合市町」とは組合を組織する市町、一部事務組合および広域連合を、「職員」とは条例第2条に規定する者を、「遺族」とは条例第2条の2に規定する者をいう。

（職員の異動等の報告）

**第3条** 組合市町の長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、直ちに組合長に報告しなければならない。

- (1) 職員が新たに就職したときは、職員就職報告書（様式第1号）
- (2) 職員の身分を失ったときおよび休職、停職、休業、育児短時間勤務または復職したときは、職員異動報告書（様式第2号）
- (3) 氏名の変更があったときは、職員異動報告書

（負担金の納付等）

**第4条** 組合市町の長は、毎月1日現在の職員の給料月額を給料月額異動報告書（様式第3号）および給料月額確認書兼異動報告明細書（様式第4号）により、その月の10日までに報告しなければならない。

2 組合市町の長は、条例第30条第1号に規定する市町負担金を負担金納入通知書（様式第5号）に基づき、その月の末日までに組合に納付しなければならない。

（差額負担金の納付）

**第4条の2** 組合市町の長は、条例第30条第2号に規定する差額負担金を差額負担金納入通知書（様式第5号の2）に基づき、組合に納付しなければならない。

2 組合市町の長は、条例第31条第3項の規定による翌年度の納付の承認を受けようとするときは、第6条に規定する請求書等と併せて差額負担金翌年

- 度一括納付申請書（様式第 5 号の 3）を組合長に提出しなければならない。
- 3 組合長は、前項の差額負担金翌年度一括納付申請書を受理し、当該申請が適当と認めるときは、差額負担金翌年度一括納付承認書（様式第 5 号の 4）を当該組合市町の長に送付するものとする。

（差額負担金の分割納付）

- 第 4 条の 3** 組合市町の長は、条例第 31 条第 4 項の規定による差額負担金の分割納付の承認を受けようとするときは、第 6 条に規定する請求書等と併せて差額負担金分割納付申請書（様式第 5 号の 5）を組合長に提出しなければならない。

ただし、当該組合市町に係る差額負担金の総額が 5 0 0 万円未満のものについては、分割納付することができない。

- 2 組合長は、前項の差額負担金分割納付申請書を受理し、当該申請が適当と認めるときは、差額負担金分割納付承認書（様式第 5 号の 6）を当該組合市町の長に送付するものとする。

（差額負担金の繰り上げ納付の申請等）

- 第 4 条の 4** 組合市町の長は、前条第 2 項の規定による承認を受けた差額負担金を繰り上げて納付しようとするときは、差額負担金繰上納付申請書（様式第 5 号の 7）を組合長に提出しなければならない。

- 2 組合長は、前項の差額負担金繰上納付申請書を受理し、当該申請が適当と認めるときは、これを承認し、その旨を当該組合市町の長に通知するものとする。

## 第 5 条 削除

## 第 2 章 退職手当の請求

（一般の退職手当の請求）

- 第 6 条** 退職手当の請求をしようとする者（以下「請求者」という。）は、退職後速やかに条例第 3 条の 2 に規定する一般の退職手当の支給を受けようとするときは、次に掲げる書類（以下「請求書等」という。）を請求者が退職当時に所属していた組合市町（以下「所属組合市町」という。）を經由して組合長に提出しなければならない。

(1) 退職手当請求書（様式第 6 号）

(2) 職員在職中の履歴書（様式第 7 号）

(3) 退職所得の受給に関する申告書（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 203 条に規定するもの）

- 2 勸奨および整理による退職手当を請求するときは、勸奨退職証明書（様式第 8 号）または整理退職証明書（様式第 9 号）を添付しなければならない。

- 3 死亡（公務外）による退職手当を請求するときは、第 1 項の規定にかかわらず、次の書類によるものとする。

(1) 遺族退職手当請求書（様式第 10 号）

(2) 職員在職中の履歴書

(3) 戸籍謄本

(4) 退職手当を受ける権利を有する同順位者が 2 人以上あるときは、総代者選任届書（様式第 11 号）

- 4 傷病（公務外）による退職手当を請求するときは、第 1 項の規定による書類のほか、医師の診断書を添付しなければならない。

- 5 公務上の傷病もしくは死亡または通勤による傷病による退職手当を請求するときは、傷病の場合は第 1 項、死亡による場合は第 3 項の規定による書類のほか、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 医師の診断書
  - (2) 公務災害認定書（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第45条第1項の規定により公務上の災害に対する補償を実施するに要する認定書）の写
- 6 退職した者の基礎在職期間に高齢者部分休業期間が含まれる場合の退職手当の請求は、前各項に規定する請求書等に高齢者部分休業取得時間報告書（様式第11号の2）を添付しなければならない。
- （組合市町の長の証明）

**第7条** 組合市町の長は、退職手当の請求に関する書類を受理したときは、これを調査し、不備の点のないことを認めるときは、当該書類について証明を要するものは証明し、速やかに組合長に送付しなければならない。

### 第3章 退職手当の裁定および支給

（退職手当の裁定）

- 第8条** 組合長は、請求書等を受理したときは、これを審査し、当該請求書等に不備がなく、かつ、退職手当を受ける権利があると認めるときは、退職手当の裁定を行うものとする。
- 2 組合長は、審査上必要があると認めるときは、請求者に出頭を命じ、または必要な書類の提出を求めることができる。
  - 3 組合長は、第1項の裁定を行ったときは、退職手当裁定書（様式第12号）を作成するものとし、これに基づき裁定通知書（様式第13号）を受給者に交付し、当該退職手当の支給内容等を所属組合市町の長に報告するものとする。ただし、第9条第1項ただし書の方法により退職手当を支給するときは、当該裁定通知書を所属組合市町の長を経て受給者に交付するものとする。
  - 4 組合長は、請求書等に不備があると認めるときは、相当の期間を定めて、その不備を補正させるものとする。
  - 5 組合長は、退職手当の請求者が前項の期間内に不備を補正しないときまたは退職手当を受ける権利がないと認めるときは、その理由を付して請求書等を所属組合市町の長を経て当該請求者に返還するものとする。

（退職手当の調整額にかかる休職月等）

**第8条の2** 条例第8条の4第1項に規定する規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（同項に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修または国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他任命権者が定める要件に該当する場合を除く。）、同法第55条の2第1項ただし書に規定する事由またはこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等（次号および第3号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。） 当該休職月等
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の規定による育児休業またはこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）、同法第10条に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。）により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等 退職した者が属していた条例第8条の4第1項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれ最初の休

休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

- (3) 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等（前号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。） 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

（基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い）

**第8条の3** 退職した者の基礎在職期間に条例第6条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における条例第8条の4第1項の規定の適用については、その者は、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）に連続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員または当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員
- (2) 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

（退職手当の調整額に関する職員の区分）

**第8条の4** 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表イまたはロの組合市町の名称および給料表名の項に定めるその者が所属していた組合市町およびその者が適用を受けていた給料表の種別ごとにその者が属していた当該各月における職務の級の区分または勤続年数の区分に対応するこれらの表の職員の区分の項に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の2以上の職務の級の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の職員の区分の項に掲げる職員の区分に属していたものとする。

2 組合市町の長は、退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条に定める請求書等に退職手当の調整額に関する職員の区分報告書（様式第13号の2）を添付し、組合長に報告しなければならない。

- (1) 属していた職員の区分において、組合市町名および給料表名の項で、同一の職務の級の区分が2以上の職員の区分に該当したとき
- (2) 前条各号に規定する期間があるとき ただし、該当する職務の級については、その職務に従事していた場合に適用される組合市町の初任給決定、昇格、昇給等に関する規定の例により定めるものとする。

（調整月額に順位を付す方法等）

**第 8 条の 5** 前条(第 8 条の 3 の規定により同条各号に定める職員として在職していたものとみなされる場合を含む。)第 1 項後段の規定により退職した者が同一の月において 2 以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

2 調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

(高齢者部分休業期間の退職手当の調整額の算定対象からの除外)

**第 8 条の 6** 退職した者の基礎在職期間に高齢者部分休業期間(条例第 9 条第 9 項に規定する高齢者部分休業期間をいう。次条および第 6 条第 6 項において同じ。)が含まれる場合は、当該高齢者部分休業期間を第 8 条の 2 第 3 号に定める休職月等とみなし、同号の規定を適用する。この場合において、その者が属していた職員の区分ごとの高齢者部分休業期間を月に換算する場合は、高齢者部分休業取得時間報告書(様式第 11 号の 2)により報告を受けた当該職員の区分ごとに対応する年月の高齢者部分休業取得時間の合計を月に換算する。

2 前項後段の規定により職員の区分ごとに対応する年月の高齢者部分休業取得時間の合計を月に換算する場合は 240 時間をもって 1 月とし、1 月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(高齢者部分休業期間の 2 分の 1 相当期間の除算)

**第 8 条の 7** 条例第 9 条第 9 項に規定する高齢者部分休業期間の 2 分の 1 に相当する期間は、高齢者部分休業取得時間報告書(様式第 11 号の 2)により報告を受けた高齢者部分休業取得合計時間の 2 分の 1 に相当する時間(次項において「除算時間」という。)とする。

2 条例第 9 条第 9 項の規定により高齢者部分休業期間の 2 分の 1 に相当する期間を同条第 1 項から第 8 項までの規定により計算した在職期間から除算する場合は、除算時間を月に換算し、その換算した月数を除算するものとする。この場合において、除算時間を月に換算する場合は 240 時間をもって 1 月とし、1 月未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(改正条例付則第 3 項の規定により読み替えて適用する同付則第 2 項に規定する規則で定める額)

**第 8 条の 8** 滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成 18 年滋賀県市町村職員退職手当組合条例第 4 号。以下「平成 18 年条例第 4 号」という。)付則第 3 項の規定により読み替えて適用する同付則第 2 項に規定する規則で定める額は、同付則第 3 項に規定する者が、特定基礎在職期間において職員として在職していたものとみなした場合に、その者が平成 18 年条例第 4 号の施行の日の前日において受けるべき給料月額とする。

2 組合市町の長は前項に規定する給料月額を平成 18 年条例第 4 号の施行の日の前日において受けるべき給料月額報告書(様式第 13 号の 3)により、報告しなければならない。

(改正条例付則第 5 項の規定により読み替えて適用する同付則第 4 項に規定する規則で定める額)

**第 8 条の 9** 平成 18 年条例第 4 号付則第 5 項の規定により読み替えて適用する同付則第 4 項に規定する規則で定める額は、前条に規定する給料月額とする。

(退職手当の支給等)

**第 9 条** 組合長は、第 8 条第 3 項の通知をしたときは、直ちに退職手当を当該請求

者に支給するものとする。ただし、当該請求者から申出があるときは、所属組合市町の長を経て支給することができる。

- 2 前項本文の場合において、当該請求者名義口座へ振り込む方法により支給するものとする。
- 3 請求者が第1項ただし書により退職手当を受領したときは、所属組合市町の長を経て組合長に領収書（様式第14号）を提出するものとする。

（条例第2条の3に規定する特別の事情がある場合）

**第9条の2** 条例第2条の3に規定する「特別の事情がある場合」は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 第6条の各項に規定する書類の提出を著しく遅滞した場合
  - (2) 第8条第1項の規定による審査に相当な日数を要する場合
  - (3) 第8条第4項の規定による補正に相当な日数を要する場合
  - (4) 条例第9条第6項の規定により職員として引き続いた在職期間に含む期間があると思料される場合であって、その確認に相当な日数を要する場合
  - (5) 民法その他の法令の規定により、退職手当の支給に制約が生じる場合
- 2 前項の規定に該当した者の退職手当の支払いは、当該各号のそれぞれに要した日数を経て裁定を行った日の翌日から起算して2週間以内に行うものとする。

（退職手当の支給の留保または返還）

**第10条** 組合長は、請求者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、退職手当の支給を留保し、または既に支給した退職手当の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽の申告または届出をしたとき
- (2) 必要な書類の提出または出頭を拒否したとき
- (3) 組合長または組合長の命を受けた職員の質問および調査に対し、答弁をなさずもしくは虚偽の陳述をしたとき

（退職手当の支給制限の報告）

**第10条の2** 組合市町長または懲戒免職等処分実施機関は、当該組合市町の職員が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに退職手当の支給制限に関する報告書（様式第15号。ただし、当該退職をした者が死亡したときは、退職手当の支給制限に関する報告書（様式第15号の2））を組合長に提出しなければならない。ただし、懲戒免職等処分実施機関が当該報告書を提出するときは、組合市町長を経て提出しなければならない。

- (1) 条例第20条第1項各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 条例第17条第1項の規定により準用する条例第20条第1項各号のいずれかに該当したとき。

（退職手当の支払の差止めの報告）

**第10条の3** 組合市町長は、当該組合市町の職員が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに職員の起訴に関する報告書（様式第16号）を組合長に提出しなければならない。

- (1) 条例第21条第1項各号のいずれかに該当したとき。
  - (2) 条例第17条第1項の規定により準用する条例第21条第1項各号のいずれかに該当したとき。
- 2 組合市町長または懲戒免職等処分実施機関は、退職をした者または死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を

含む。) に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに退職手当の差止理由に関する報告書(様式第16号の2)を組合長に提出しなければならない。ただし、懲戒免職等処分実施機関が当該報告書を提出するときは、組合市町長を経て提出しなければならない。

(1) 条例第21条第2項各号のいずれかまたは第3項に該当したとき。

(2) 条例第17条第1項の規定により準用する条例第21条第2項各号のいずれかまたは第3項に該当したとき。

3 組合市町長または懲戒免職等処分実施機関は、条例第21条第1項または第2項の規定による差止処分を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに退職手当の差止理由の消滅等に関する報告書(様式第16号の3)を組合長に提出しなければならない。ただし、懲戒免職等処分実施機関が当該報告書を提出するときは、組合市町長を経て提出しなければならない。

(1) 条例第21条第5項各号のいずれかに該当したとき(同項ただし書に該当する場合を除く。)

(2) 差止処分後に判明した事実または生じた事情に基づき、一般の退職手当等の額の支払を差し止める理由がなくなったとき

4 懲戒免職等処分実施機関は、条例第21条第3項の規定による差止処分を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに前項の報告書を組合市町長を経て組合長に提出しなければならない。

(1) 処分を受けた日から1年を経過したとき。

(2) 差止処分後に判明した事実または生じた事情に基づき、一般の退職手当等の額の支払を差し止める理由がなくなったとき

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限の報告)

**第10条の4** 組合市町長または懲戒免職等処分実施機関は、退職をした者または死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。) に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限(返納)に関する報告書(様式第17号)を組合長に提出しなければならない。ただし、懲戒免職等処分実施機関が当該報告書を提出するときは、組合市町長を経て提出しなければならない。

(1) 条例第22条第1項各号のいずれかまたは第2項に該当したとき。

(2) 条例第17条第1項の規定により準用する条例第22条第1項各号のいずれかまたは第2項に該当したとき。

(退職をした者の退職手当の返納に関する報告)

**第10条の5** 組合市町長または懲戒免職等処分実施機関は、退職をした者または死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。) に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに前条の報告書を組合長に提出しなければならない。ただし、懲戒免職等処分実施機関が当該報告書を提出するときは、組合市町長を経て提出しなければならない。

(1) 条例第 23 条第 1 項各号のいずれかまたは第 24 条第 1 項に該当したとき。

(2) 条例第 17 条第 1 項の規定により準用する条例第 23 条第 1 項各号のいずれかまたは第 24 条第 1 項に該当したとき。

(退職手当の受給者の相続人からの退職手当相当額の納付に関する報告)

**第 10 条の 6** 組合市町長または懲戒免職等処分実施機関は、退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに退職手当の受給者の相続人からの納付に関する報告書（様式第 18 号）を組合長に提出しなければならない。ただし、懲戒免職等処分実施機関が当該報告書を提出するときは、組合市町長を経て提出しなければならない。

(1) 条例第 25 条第 1 項から第 5 項のいずれかに該当したとき。

(2) 条例第 17 条第 1 項の規定により準用する条例第 25 条第 1 項から第 5 項のいずれかに該当したとき。

2 条例第 25 条第 1 項の規定による通知は、懲戒免職等処分に関する通知書（様式第 18 号の 2）によってしなければならない。

3 懲戒免職等処分実施機関は、前項の通知をしたときは、直ちに通知書の写しを組合市町長を経て組合長に送付しなければならない。

(懲戒免職等処分を受けた場合等または退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限に関する通知)

**第 11 条** 条例第 20 条第 2 項または第 22 条第 5 項において準用する第 20 条第 2 項の規定による通知は、退職手当支給制限処分書（様式第 19 号）によってしなければならない。

(退職手当の支払の差止め等に関する通知)

**第 11 条の 2** 条例第 21 条第 10 項において準用する第 20 条第 2 項の規定による通知は、退職手当支払差止処分書（様式第 20 号）によってしなければならない。

2 組合長は、条例第 21 条第 5 項、第 6 項または第 7 項の規定に基づき差止処分を取り消したときには、被処分者に差止処分の取消しに関する通知書（様式第 20 号の 2）により通知しなければならない。

(退職手当の返納に関する通知)

**第 11 条の 3** 条例第 23 条第 6 項または第 24 条第 2 項において準用する第 20 条第 2 項の規定による通知は、退職手当返納命令書（様式第 21 号）によってしなければならない。

(相続人からの退職手当相当額の納付に関する通知)

**第 11 条の 4** 条例第 25 条第 7 項において準用する第 20 条第 2 項の規定による通知は、退職手当相当額の納付命令書（様式第 21 号の 2）によってしなければならない。

#### 第 4 章 失業者の退職手当

(基本手当の日額)

**第 12 条** 条例第 14 条第 1 項に規定する基本手当の日額は、次条の規定により算定した賃金日額を雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 17 条に規定する賃金日額とみなして同法第 16 条の規定を適用して計算した額とする。

(賃金日額)

- 第 13 条** 賃金日額は、退職の月前における最後の 6 月（月の末日に退職した場合には、その月および前 5 月。以下「退職の月前 6 月」という。）に支払われた給与（臨時に支払われる給与および 3 ヶ月を超える期間毎に支払われる給与を除く。以下この条において同じ。）の総額を 180 で除して得た額とする。
- 2 給与が、労働した日もしくは時間によって算定され、または出来高払制その他の請負制によって定められている場合において、前項の規定による額が、退職の月前 6 月に支払われた給与の総額を当該期間中に労働した日数で除して得た額の百分の 70 に相当する額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、当該額をもって賃金日額とする。
  - 3 前 2 項に規定する給与の総額は、職員に通貨で支払われたすべての給与によって計算する。
  - 4 退職の月前 6 月に給与の全部または一部を支払われなかった場合における給与の総額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額とする。
    - (1) 退職の月前 6 月において給与の全部を支払われなかった場合においては、当該 6 月の各月において受けるべき基本給月額（条例第 8 条の 5 第 2 項に規定する基本給月額をいう。以下この項において同じ。）の合計額
    - (2) 退職の月前 6 月のうちいずれかの月において給与の全部を支払われなかった場合においては、その月において受けるべき基本給月額と退職の月前 6 月に支払われた給与の額との合計額
    - (3) 退職の月前 6 月のうちいずれかの月において給与の一部を支払われなかった期間がある場合においては、当該期間の属する月において受けるべき基本給月額（当該基本給月額が、その期間の属する月に支払われた給与の額に満たないときは、その支払われた額とする。）と退職の月前 6 月のうち当該期間の属する月以外の月に支払われた給与の額との合計額
  - 5 第 1 項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、雇用保険法第 17 条第 4 項第 1 号に掲げる額に満たないときはその額を、同項第 2 号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。

（退職票の交付）

- 第 14 条** 条例第 14 条に規定する退職手当（以下「失業者の退職手当」という。）の支給を受けようとする者は、所属組合市町の長を経て組合長に退職票交付申請書を提出し、滋賀県市町村職員退職票（様式第 22 号。以下「退職票」という。）の交付を受けなければならない。

（退職票等の提出）

- 第 15 条** 基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者（以下「受給資格者」という。）は、退職後速やかにその住所または居所を管轄する公共職業安定所（以下「管轄公共職業安定所」という。）に出頭し、前条の規定により交付を受けた退職票を提出して求職の申し込みを行い、求職申込手続き完了の証明を受け、所属組合市町の長を経て組合長に提出するものとする。この場合において、その者が第 17 条第 4 項に規定する受給期間延長通知書の交付を受けているときは、併せて提出しなければならない。

（受給資格証の交付等）

- 第 16 条** 組合長は、受給資格者から前条の規定による退職票の提出を受けたときは、失業者の退職手当受給資格証（様式第 23 号。以下「受給資格証」という。）を所属組合市町の長を経て当該受給資格者に交付しなければならない。
- 2 組合長は、失業者の退職手当の支給のため失業者の退職手当支給原簿（様式第 24 号）を作成し、保管しなければならない。

（条例第 14 条第 1 項に規定する組合長が定める者）

(条例第 14 条第 1 項に規定する組合長が定めるもの)

**第 16 条の 2** 条例第 14 条第 1 項に規定する組合長が定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 組織もしくは定数の改廃もしくは予算の減少により廃職もしくは過員を生ずることにより退職した者であって組合市町の長の承認を得たもの
- (2) 地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による失職(同法第 16 条第 1 号に該当する場合に限る。) またはこれに準ずる退職をした者
- (3) 地方公務員法第 28 条第 1 項第 2 号の規定による免職またはこれに準ずる処分を受けた者
- (4) 公務上の傷病により退職した者
- (5) その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者  
(受給期間延長の申出)

**第 17 条** 条例第 14 条第 1 項の規定による申出は、受給期間延長申請書(様式第 25 号)に受給資格証または退職票を添え、所属組合市町の長を経て組合長に提出することによって行うものとする。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 前項に規定する申出は、条例第 14 条第 1 項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から起算して 1 ヶ月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合における第 1 項に規定する申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して 7 日以内にしなければならない。

4 組合長は、第 1 項に規定する申出をした者が条例第 14 条第 1 項に規定する理由に該当すると認めるときは、所属組合市町の長を経てその者に受給期間延長通知書(様式第 26 号)を交付するとともに、受給資格証または退職票に必要な事項を記載し返付しなければならない。

5 前項の規定により受給期間延長通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその旨を所属組合市町の長を経て組合長に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、組合長は、提出を受けた書類に必要な事項を記載し、所属組合市町の長を経てその者に返付しなければならない。

(1) 受給期間延長申請書の記載内容に重大な変更があった場合 受給期間延長通知書

(2) 条例第 14 条第 1 項に規定する理由がやんだ場合 受給期間延長通知書および受給資格証または退職票

6 第 1 項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

(基本手当に相当する退職手当の支給調整)

**第 18 条** 基本手当に相当する退職手当で条例第 14 条第 1 項の規定によるものは、当該受給資格者が第 15 条の規定による求職の申込をした日から起算して、雇用保険法第 33 条に規定する期間および待期日数(条例第 14 条第 1 項に規定する待期日数をいう。以下同じ。)に等しい失業の日数を経過した後に支給する。

2 受給資格者が待期日数の期間内に職業に就き、次の各号に掲げるいずれかの給付を受ける資格を取得しないうちに再び離職した場合においては、その離職の日の翌日から起算して待期日数の残日数に等しい失業の日数を経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

(1) 雇用保険法の規定による基本手当、高年齢求職者給付金または特例一時

金

(2) 基本手当に相当する退職手当

(3) 条例第 14 条第 5 項または第 6 項の規定による退職手当（以下「高年齢求職者給付金に相当する退職手当」という。）

(4) 条例第 14 条第 7 項または第 8 項の規定による退職手当（以下「特例一時金に相当する退職手当」という。）

3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第 20 条第 1 項または第 2 項に規定する期間内に受給資格者となった場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数（条例第 14 条第 1 項の規定による退職手当に係る場合にあっては、その日数に待期日数を加えた日数）に等しい失業の日数が経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

4 受給資格者が、基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができる日数（条例第 14 条第 1 項の規定による退職手当に係る受給資格者にあっては、その日数に待期日数を加えた日数）の経過しないうちに職業に就き、雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を取得した場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数（条例第 14 条第 1 項の規定による退職手当に係る受給資格者にあっては、その日数に待期日数の残日数を加えた日数）に等しい失業の日数が経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

（基本手当に相当する退職手当の支給手続）

**第 19 条** 条例第 14 条第 1 項の規定による退職手当に係る受給資格者は、待期日数の経過後速やかに管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、失業認定申告書（様式第 27 号）に受給資格証を添えて提出したうえ、待期日数の間における失業の認定を受けるものとする。

2 受給資格者が基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、条例第 14 条第 1 項の規定による退職手当に係る場合にあっては前項に規定する失業の認定を受けた後、同条第 3 項の規定による退職手当に係る場合にあっては第 15 条に規定する求職の申込をした後に組合長が指定する失業の認定を受けるべき日毎に管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、前項に規定する失業認定申告書に受給資格証を添えて提出したうえ、失業の認定を受けた後、所属組合市町の長を経て組合長に基本手当に相当する退職手当支給申請書（様式第 28 号）と受給資格証を提出しなければならない。

3 受給資格者が前 2 項に規定する失業の認定を受けたときは、失業の証明書（様式第 29 号）に管轄公共職業安定所長の証明を受け、所属組合市町の長を経て組合長にこれを提出しなければならない。

（公共職業訓練等を受講する場合における届出）

**第 20 条** 受給資格者は、組合長の指示により雇用保険法第 15 条第 3 項に規定する公共職業訓練等を受けることとなったときは、速やかに公共職業訓練等受講届（様式第 30 号。以下「受講届」という。）および公共職業訓練等通所届（様式第 31 号。以下「通所届」という。）に受給資格証を添え、所属組合市町の長を経て組合長に提出するものとする。第 17 条第 1 項ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 組合長は、前項の規定による受講届および通所届の提出を受けたときは、受給資格証に必要な事項を記載し、所属組合市町の長を経て当該受給資格者に返付しなければならない。

3 受給資格者は、受講届および通所届の記載事項に変更があったときは、速やかにその旨を記載した届書に受給資格証を添え、所属組合市町の長を経て組合長に提出しなければならない。第 17 条第 1 項ただし書の規定は、この場合について準用する。

4 組合長は、前項の規定による届書の提出を受けたときは、受給資格者証に必要な改定をし、所属組合市町の長を経て当該受給資格者に返付しなければならない。

(技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続)

**第 21 条** 受給資格者は、条例第 14 条第 10 項第 1 号または同条第 11 項第 1 号もしくは第 2 号の規定による退職手当の支給を受けようとするときは、公共職業訓練等受講証明書(様式第 32 号)に受給資格証を添え、所属組合市町の長を経て組合長に提出しなければならない。第 17 条第 1 項ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 組合長は、前項の規定による証明書の提出を受けたときは、受給資格証に必要な事項を記載し、所属組合市町の長を経て当該受給資格者に返付しなければならない。

(傷病手当に相当する退職手当の支給手続)

**第 22 条** 受給資格者は、条例第 14 条第 11 項第 3 号の規定による退職手当の支給を受けようとするときは、傷病手当に相当する退職手当支給申請書(様式第 33 号)に受給資格証を添え、所属組合市町の長を経て組合長に提出しなければならない。第 17 条第 1 項ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 組合長は、前項の規定による支給申請書の提出を受けたときは、受給資格証に必要な事項を記載し、所属組合市町の長を経て当該受給資格者に返付しなければならない。

(高年齢受給資格証の交付)

**第 23 条** 組合長は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者(以下「高年齢受給資格者」という。)から退職票の提出を受けたときは、失業者退職手当高年齢受給資格証(様式第 34 号。以下「高年齢受給資格証」という。)を所属組合市町の長を経てその者に交付しなければならない。

(特例受給資格証の交付)

**第 24 条** 組合長は、特例一時金に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者(以下「特例受給資格者」という。)から退職票の提出を受けたときは、失業者退職手当特例受給資格証(様式第 35 号。以下「特例受給資格証」という。)を所属組合市町の長を経てその者に交付しなければならない。

(準用)

**第 25 条** 第 14 条、第 15 条前段、第 18 条第 2 項および第 19 条第 1 項の規定は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「条例第 14 条第 1 項または第 3 項」とあるのは「条例第 14 条第 5 項または第 6 項」と、「基本手当」とあるのは「高年齢求職者給付金」と、「受給資格者」とあるのは「高年齢受給資格者」と、「条例第 14 条第 1 項」とあるのは「条例第 14 条第 5 項」と、「失業認定申告書(様式第 20 号)」とあるのは「高年齢受給資格者失業認定申告書(様式第 36 号)」と、「受給資格証」とあるのは「高年齢受給資格証」と、「条例第 14 条第 1 項に規定する期間内に」とあるのは「当該退職票および高年齢受給資格証に係る退職の日の翌日から起算して 6 ヶ月を経過する日までに高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けることなく」と読み替えるものとする。

2 第 14 条、第 15 条前段、第 18 条第 2 項および第 19 条第 1 項の規定は、特例一時金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「条例第 14 条第 1 項または第 3 項」とあるのは「条例第 14 条第 7 項または第 8 項」と、「基本手当」とあるのは「特例一時金」と、「受

給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、「条例第 14 条第 1 項」とあるのは「条例第 14 条第 7 項」と、「失業認定申告書（様式第 20 号）」とあるのは「特例受給資格者失業認定申告書（様式第 37 号）」と、「受給資格証」とあるのは「特例受給資格証」と、「条例第 14 条第 1 項に規定する期間内に」とあるのは「当該退職票および特例受給資格証に係る退職の日の翌日から起算して 6 ヶ月を経過する日までに、特例一時金に相当する退職手当の支給を受けることなく」と読み替えるものとする。

（高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手続等）

**第 26 条** 高年齢求職者給付金に相当する退職手当で条例第 14 条第 5 項の規定によるものは、当該高年齢受給資格者が前条第 1 項において準用する第 15 条の規定による求職の申込をした日から起算して、雇用保険法第 33 条に規定する期間および待期日数に等しい失業の日数を経過した後に支給する。

2 高年齢受給資格者が高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、条例第 14 条第 5 項の規定による退職手当に係る場合にあっては前条第 1 項において準用する第 19 条第 1 項の規定による失業の認定を受けた後に、条例第 14 条第 6 項の規定による退職手当に係る場合にあっては前条第 1 項において準用する第 15 条の規定による求職の申込をした後に組合長が指定する失業の認定を受けるべき日に管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、高年齢受給資格者失業認定申告書に高年齢受給資格証を添えて提出したうえ、失業の認定を受けた後、所属組合市町の長を経て組合長に高年齢求職者給付金に相当する退職手当支給申請書（様式第 38 号）と高年齢受給資格証を提出しなければならない。

3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第 20 条第 1 項または第 2 項に規定する期間内に高年齢受給資格者となった場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数（条例第 14 条第 5 項の規定による退職手当に係る高年齢受給資格者にあっては、その日数に待期日数を加えた日数）に等しい失業の日数を経過した後に高年齢求職者給付金に相当する退職手当を支給する。

（特例一時金に相当する退職手当の支給手続等）

**第 27 条** 特例一時金に相当する退職手当で条例第 14 条第 7 項の規定によるものは、当該特例受給資格者が第 25 条第 2 項において準用する第 15 条の規定による求職の申込をした日から起算して、雇用保険法第 33 条に規定する期間および待期日数に等しい失業の日数を経過した後に支給する。

2 特例受給資格者が特例一時金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、条例第 14 条第 7 項の規定による退職手当に係る場合にあっては第 25 条第 2 項において準用する第 19 条第 1 項の規定による失業の認定を受けた後に、条例第 14 条第 8 項の規定による退職手当に係る場合にあっては第 25 条第 2 項において準用する第 15 条の規定による求職の申込をした後に組合長が指定する失業の認定を受けるべき日に管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、特例受給資格者失業認定申告書に特例受給資格証を添えて提出したうえ、失業の認定を受けた後、所属組合市町の長を経て組合長に特例一時金に相当する退職手当支給申請書（様式第 39 号）と特例受給資格証を提出しなければならない。

3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第 20 条第 1 項または第 2 項に規定する期間内に特例受給資格者となった場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数（条例第 14 条第 7 項の規定による退職手当に係る特例受給資格者にあっては、その日数に待期日数を加えた日数）に等しい失業の日数を経過した後に特例一時金に相当する退職手当を支

給する。

(就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続)

- 第 28 条** 受給資格者または条例第 14 条第 14 項に規定する者は、同条第 11 項第 4 号から第 6 号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第 4 号の規定による退職手当のうち雇用保険法第 56 条の 2 第 1 項第 1 号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書（様式第 40 号）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつては、再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第 40 号の 2）に、同項第 2 号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第 41 号）に、条例第 14 条第 11 項第 5 号の規定による退職手当にあつては移転費に相当する退職手当支給申請書（様式第 42 号）に、または同項第 6 号の規定による退職手当にあつては広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書（様式第 43 号）にそれぞれ受給資格証または特例受給資格証を添え、所属組合市町の長を経て組合長に提出しなければならない。ただし、受給資格証または特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。
- 2 組合長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、受給資格証または特例受給資格証に必要な事項を記載し、所属組合市町の長を経てその者に返付しなければならない。

## 第 5 章 雑 則

(委任)

- 第 29 条** この規則に定めるもののほか、退職手当の支給に関し必要な事項は、組合長がその都度定める。

**付 則**（平成元年 3 月 7 日規則第 1 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の滋賀県町村職員の退職手当に関する条例施行規則の規定は、施行の日以後の退職者に係る退職手当の請求および支給について適用し、同日前の退職者に係る退職手当の請求および支給については、なお従前の例による。

**付 則**（平成 3 年 6 月 13 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 3 年 5 月 24 日から適用する。

**付 則**（平成 10 年 2 月 19 日規則第 1 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の滋賀県町村職員の退職手当に関する条例施行規則の規定は、施行の日以後の退職者に係る退職手当の請求および支給について適用し、同日前の退職者に係る退職手当の請求および支給については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に作成している様式のうち、適宜修正の上使用できるものは、当分の間、この規則の規定にかかわらず、使用できるものとする。

**付 則**（平成 11 年 3 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この規則の施行の日

の前日までにおける退職および職員の異動等にかかる事務手続きについては、この規則による改正前の規則の規定を適用する。

**付 則（平成 12 年 2 月 9 日規則第 2 号）**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の滋賀県町村職員の退職手当に関する条例施行規則は平成 11 年 11 月 1 日から適用する。

**付 則（平成 13 年 4 月 26 日規則第 3 号）**

この規則は、公布の日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

**付 則（平成 13 年 10 月 1 日規則第 5 号）**

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成 13 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の滋賀県町村職員の退職手当に関する条例施行規則の規定によりなされた手続は、この規則による改正後の滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例施行規則によりなされた手続とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に作成している様式のうち、適宜修正のうえ使用できるものは、当分の間、この規則の規定にかかわらず、使用できるものとする。

**付 則（平成 14 年 3 月 4 日規則第 1 号）**

- 1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。  
（滋賀県市町村職員の退職手当に関する特例を定める条例の施行に関する準用）
- 2 滋賀県市町村職員の退職手当に関する特例を定める条例（平成 14 年条例第 1 号）の施行に関し必要な事項は、この規則による改正後の滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例施行規則を準用する。

**付 則（平成 15 年 8 月 8 日規則第 1 号）**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第 19 条第 1 項の規定による失業認定申告書、新規則第 25 条第 1 項において準用する第 19 条第 1 項の規定による高年齢受給資格者失業認定申告書および新規則第 25 条第 2 項において準用する第 19 条第 1 項の規定による特例受給資格者失業認定申告書は、当分の間、従前の様式のものによることができる。

**付 則（平成 16 年 9 月 16 日規則第 2 号）**

この規則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。ただし、様式第 6 号および様式第 10 号の改正規定は、公布の日から施行する。

**付 則（平成 17 年 2 月 1 日規則第 1 号）**

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則（平成 18 年 6 月 21 日規則第 1 号）**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例施行規則の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

**付 則（平成 18 年 8 月 7 日規則第 2 号）**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例施行規則の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

**付 則（平成 20 年 1 月 23 日規則第 1 号）**

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 18 条、第 26 条、第 27 条および様式第 33 号の改正規定は日本年金機構法（平成 19 年法律第 109 号）の施行の日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条および第 8 条の 2 の規定は、平成 19 年 8 月 1 日から適用する。

付 則（平成 21 年 3 月 26 日規則第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例施行規則様式第 6 号、様式第 10 号、様式第 12 号および様式第 13 号については、平成 21 年 4 月 1 日以後の退職にかかる事務手続きについて適用し、同日前の退職にかかる事務手続きについては、なお従前の例による。

付 則（平成 21 年 7 月 10 日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 22 年 4 月 1 日規則第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に作成している様式のうち、適宜修正の上使用できるものは、当分の間、この規則の規定にかかわらず、使用できるものとする。

別表（第8条の4関係）

イ 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

職員の区分		第1号区分	第2号区分	第3号区分	第4号区分	第5号区分	第6号区分	第7号区分	第8号区分	
		調整月額（円） 50,000	調整月額（円） 45,850	調整月額（円） 41,700	調整月額（円） 33,350	調整月額（円） 25,000	調整月額（円） 20,850	調整月額（円） 16,700	調整月額（円） 0	
組合市町名および給料表名	栗東市	行政職給料表		9級	8級	7級	6級	5級・4級	3級・2級・1級	
		医療職給料表					3級	2級	1級	
		保育職給料表				6級	5級	4級	3級	2級・1級
		教育職給料表				8級	7級・5級	6級・4級	3級	2級・1級
		現業職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
		企業職給料表1			9級	8級	7級	6級	5級・4級	3級・2級・1級
		企業職給料表2						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
	甲賀市	行政職給料表			9級	8級	7級	6級	5級・4級	3級・2級・1級
		医療職給料表（1）		5級	4級	3級		2級	1級	
		医療職給料表（2）				5級		4級	3級	2級・1級
		医療職給料表（3）				5級		4級	3級	2級・1級
		技能職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
		労務職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
	野洲市	行政職給料表			9級	8級	7級	6級	5級・4級	3級・2級・1級
		教育職給料表						3級	2級（14号給以上の者）	2級（左記以外の者）・1級
		教育職給料表（旧中主町）						2級・1級（37号給以上の者）	1級（15号給以上36号給以下の者）	1級（左記以外の者）
		技能労務職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
		企業職給料表（1）			9級	8級	7級	6級	5級・4級	3級・2級・1級
		企業職給料表（2）						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
		技能職給料表（旧中主町）						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
		労務職給料表（旧中主町）						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者

湖南省	行政職給料表			9級	8級	7級	6級	5級・4級	3級・2級・1級
	医療職給料表(1)			4級	3級		2級	1級	
	医療職給料表(2)						5級	4級・3級	2級・1級
	医療職給料表(3)					5級	4級	3級	2級・1級
	医療職給料表第1表 (旧甲西町)			1級					
	医療職給料表第2表 (旧甲西町)							3級	2級・1級
	技能労務職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年 以下の者	左記以外の者
	技能職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年 以下の者	左記以外の者
	労務職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年 以下の者	左記以外の者
高島市	行政職給料表			9級	8級	7級	6級	5級・4級	3級・2級・1級
	医療職給料表(1)		4級・3級(役職 段階別加算が20% で、かつ、副院長 としての在級期 間)	3級(左記以外の 者)	2級		1級		
	医療職給料表(2)				6級		5級	4級・3級	2級・1級
	医療職給料表(3)				6級	5級	4級	3級	2級・1級
	医療職給料表(旧マ キノ町、旧今津町、 旧新旭町)					5級	4級	3級	2級・1級
	技能職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年 以下の者	左記以外の者
	労務職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年 以下の者	左記以外の者
米原市	行政職給料表				8級	7級	6級	5級・4級	3級・2級・1級
	医療職給料表(1)			4級	3級		2級	1級	
	医療職給料表(2)						4級	3級・2級(主任 相当と認められる 在級期間)	2級(左記以外の 者)・1級
	技能職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年 以下の者	左記以外の者
	労務職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年 以下の者	左記以外の者

日野町	行政職給料表				8級	7級	6級	5級・4級	3級・2級・1級
	技能職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
	労務職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
竜王町	行政職給料表				8級	7級	6級	5級・4級	3級・2級・1級
	医療職給料表(1)			4級	3級		2級	1級	
	医療職給料表(2)					5級	4級	3級	2級・1級
	技能職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
	労務職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
愛荘町	行政職給料表				8級	7級	6級	5級・4級	3級・2級・1級
	技能職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
	労務職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
豊郷町	行政職給料表				8級	7級	6級	5級・4級	3級・2級・1級
	技能職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
	労務職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
甲良町	行政職給料表				8級	7級	6級	5級・4級	3級・2級・1級
	技能職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
	労務職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
多賀町	行政職給料表				8級	7級	6級	5級・4級	3級・2級・1級
	技能職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
	労務職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者

公立甲賀病院組合	行政職給料表（一）				8級	7級	6級	5級・4級	3級・2級・1級
	行政職給料表（二）						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
	医療職給料表（一）		5級	4級（副院長および学校長としての在級期間）		4級（左記以外の者）・3級（医長、室長、副部長、部長、副医療局長、地域医療局長、医療局長および副学校長としての在級期間）		3級（左記以外の者）・2級（副医長および診療所長としての在級期間）	2級（左記以外の者）・1級
	医療職給料表（二）					6級・5級（士（師）長、技師長および薬剤長としての在級期間）	5級（左記以外の者）	4級・3級	2級・1級
	医療職給料表（三）			7級	6級（副看護局長、副学校長、看護局長および学校長としての在級期間）	6級（左記以外の者）・5級	4級（看護師長補佐、専任教員（看護師長補佐級）および所長としての在級期間）	4級（左記以外の者）・3級（主任および専任教員としての在級期間）	3級（左記以外の者）・2級・1級
滋賀各市町村職員退職手当組合	給料表	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級・4級	3級・2級・1級
大滝山林組合	行政職給料表					7級	6級	5級・4級	3級・2級・1級
滋賀各市町村交通災害共済組合	行政職給料表	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級・4級	3級・2級・1級
滋賀県自治会館管理組合	給料表	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級・4級	3級・2級・1級
滋賀各市町村議会議員公務災害補償等組合	行政職給料表	11級	10級	9級	8級	7級	6級	5級・4級	3級・2級・1級
甲賀広域行政組合	行政職給料表				8級	7級	6級	5級・4級	3級・2級・1級
彦根市犬上郡営林組合	行政職給料表				8級	7級	6級	5級・4級	3級・2級・1級
湖東広域衛生管理組合	行政職給料表				8級	7級	6級	5級・4級	3級・2級・1級
愛知郡広域行政組合	行政職給料表				8級	7級	6級	5級・4級	3級・2級・1級
	技能職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
	労務職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
中部清掃組合	行政職給料表				8級	7級	6級	5級・4級	3級・2級・1級
滋賀各市町村職員研修センター	給料表				8級	7級	6級	5級・4級	3級・2級・1級
湖北地域消防組合	行政職給料表（旧東浅井郡広域行政組合、旧伊香郡消防組合）				8級	7級	6級	5級・4級	3級・2級・1級

備考

- 役職段階別加算とは、組合市町の定める職員の給与等に関する条例（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）の適用を受ける職員に係る規則その他の規程を含む。以下「給与条例等」という。）に規定する期末手当の計算の基礎となる給料の月額に加算される組合市町の定める職員の給与等の支給に関する規則等で定める職員の区分に応じて定められた割合をいう。
- 在級期間とは、退職した者の属した職務の級がこの表に規定する級であった期間をいう。

ロ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

職員の区分		第1号区分	第2号区分	第3号区分	第4号区分	第5号区分	第6号区分	第7号区分	第8号区分
		調整月額(円) 50,000	調整月額(円) 45,850	調整月額(円) 41,700	調整月額(円) 33,350	調整月額(円) 25,000	調整月額(円) 20,850	調整月額(円) 16,700	調整月額(円) 0
組合市町名および給料表名	栗東市	行政職給料表		7級	6級	5級	4級	3級	2級・1級
		医療職給料表				3級	2級	1級	
		保育職給料表			6級	5級	4級	3級	2級・1級
		教育職給料表			8級	7級・5級	6級・4級	3級	2級・1級
		現業職給料表					勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
		企業職給料表1		7級	6級	5級	4級	3級	2級・1級
		企業職給料表2					勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
甲賀市	行政職給料表		7級	6級	5級	4級	3級	2級・1級	
	医療職給料表(1)		5級	4級	3級	2級	1級		
	医療職給料表(2)			5級	4級	3級	2級・1級		
	医療職給料表(3)			5級	4級	3級	2級・1級		
	現業職給料表					勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者	
野洲市	行政職給料表		7級	6級	5級	4級	3級	2級・1級	
	教育職給料表					3級	2級(14号給以上の者)	2級(左記以外の者)・1級	
	技能労務職給料表					勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者	
	企業職給料表(1)		7級	6級	5級	4級	3級	2級・1級	
	企業職給料表(2)					勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者	

湖南省	行政職給料表			7級	6級	5級	4級	3級	2級・1級
	医療職給料表(1)			4級	3級		2級	1級	
	医療職給料表(2)						5級	4級・3級	2級・1級
	医療職給料表(3)					5級	4級	3級	2級・1級
	技能労務職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
高島市	行政職給料表			7級	6級	5級	4級	3級	2級・1級
	医療職給料表(1)		5級・4級(役職段階別加算が20%で、かつ、副院長としての在級期間)	4級(左記以外の者)	3級		2級		1級
	医療職給料表(2)				6級		5級	4級・3級	2級・1級
	医療職給料表(3)				6級	5級	4級	3級	2級・1級
	技能職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
	労務職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
米原市	行政職給料表			7級	6級	5級	4級	3級	2級・1級
	医療職給料表(1)			4級	3級		2級	1級	
	医療職給料表(2)						4級	3級・2級(主任相当と認められる在級期間)	2級(左記以外の者)・1級
	技能職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
	労務職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者

日野町	行政職給料表				6級	5級	4級	3級	2級・1級
	技能職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
	労務職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
竜王町	行政職給料表				6級	5級	4級	3級	2級・1級
	医療職給料表（1）			4級	3級		2級	1級	
	医療職給料表（2）					5級	4級	3級	2級・1級
	技能職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
	労務職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
愛荘町	行政職給料表				6級	5級	4級	3級	2級・1級
	技能職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
	労務職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
豊郷町	行政職給料表				6級	5級	4級	3級	2級・1級
	技能職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
	労務職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
甲良町	行政職給料表				6級	5級	4級	3級	2級・1級
	技能職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
	労務職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
多賀町	行政職給料表				6級	5級	4級	3級	2級・1級
	技能職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
	労務職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者

公立甲賀病院組合	行政職給料表（１）			7級	6級	5級	4級	3級	2級・1級
	行政職給料表（２）						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
	医療職給料表（１）		6級	5級		4級・3級		2級（副医長としての在級期間）	2級（左記以外の者）・1級
	医療職給料表（２）					7級・6級	5級	4級・3級	2級・1級
	医療職給料表（３）			7級	6級	5級	4級（看護師長補佐および専任教員（看護師長補佐級）としての在級期間）	4級（左記以外の者）・3級	2級・1級
滋賀県市町村職員退職手当組合	給料表			7級	6級	5級	4級	3級	2級・1級
大滝山林組合	行政職給料表					5級	4級	3級	2級・1級
滋賀県市町村交通災害共済組合	行政職給料表	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級・1級
滋賀県自治会館管理組合	給料表			7級	6級	5級	4級	3級	2級・1級
滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合	行政職給料表	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級・1級
甲賀広域行政組合	行政職給料表			7級	6級	5級	4級	3級	2級・1級
彦根市犬上郡営林組合	行政職給料表				6級	5級	4級	3級	2級・1級
湖東広域衛生管理組合	行政職給料表				6級	5級	4級	3級	2級・1級
愛知郡広域行政組合	行政職給料表				6級	5級	4級	3級	2級・1級
	技能職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
	労務職給料表						勤続30年以上の者	勤続25年以上29年以下の者	左記以外の者
中部清掃組合	行政職給料表				6級	5級	4級	3級	2級・1級
滋賀県市町村職員研修センター	給料表				6級	5級	4級	3級	2級・1級
湖北地域消防組合	行政職給料表			7級	6級	5級	4級	3級	2級・1級

備 考

- 1 役職段階別加算とは、組合市町の定める職員の給与等に関する条例（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）の適用を受ける職員に係る規則その他の規程を含む。以下「給与条例等」という。）に規定する期末手当の計算の基礎となる給料の月額に加算される組合市町の定める職員の給与等の支給に関する規則等で定める職員の区分に応じて定められた割合をいう。
- 2 在級期間とは、退職した者の属した職務の級がこの表に規定する級であった期間をいう。

# 職員就職報告書

シ	メ	イ	(カナ)	上	段
氏	名	(漢字)		下	段

職	名
名	称
コ	ー
ド	

性 別	生 年 月 日			
	元号	年	月	日

就 職 日			
区 分	年	月	日

当 初 給 与 決 定			
給 料 表			
特 一	職 種	級	号 給

給 料 月 額			
			円

定 年 の 区 分	
-----------	--

前 歴 欄 1 (最新)							
前 職 コード	所 属 所 名 コ ー ド	就 職 年 月 日			退 職 年 月 日		
		年	月	日	年	月	日

前 歴 欄 2							
前 職 コード	所 属 所 名 コ ー ド	就 職 年 月 日			退 職 年 月 日		
		年	月	日	年	月	日

前 歴 欄 3							
前 職 コード	所 属 所 名 コ ー ド	就 職 年 月 日			退 職 年 月 日		
		年	月	日	年	月	日

(記載上の注意)

前歴欄は、職員以外の地方公務員等としての期間のうち退職手当条例第9条第6項および第12条に該当する期間等を記載してください。

(添付書類)

特別職： 当選証書または選任書（写）

一般職： 辞令書（写）

平成 年 月 日

上記のとおり職員の就職を報告いたします。

組合市町長名

印

滋賀県市町村職員退職手当組合長 様



# 給料月額異動報告書

平成 年 月 日

滋賀県市町村職員退職手当組合長 様

組合市町名:

組合市町長名:

印

平成 年度 月分の職員の給料月額を次のとおり報告します。

		特 別 職		一 般 職	
		人数	給料月額	人数	給料月額
前 月 末					
当 月 異 動	就 職				
	退 職				
	派 遣				
	復 帰				
	転 入				
	転 出				
	昇 給				
	減 給				
計					
調 整 増 減					
合 計					



# 負担金納入通知書

平成 年 月 日

様

滋賀県市町村職員退職手当組合  
組合長

平成 年度 月分の貴団体の負担金を次のとおり調定したので、当月末日までに滋賀銀行県庁支店本組合口座まで納入下さるよう通知します。

		特 別 職		一 般 職	
		人数	給 料 月 額	人数	給 料 月 額
前 月 末					
当 月 異 動	就 職				
	退 職				
	派 遣				
	復 帰				
	転 入				
	転 出				
	昇 給				
	減 給				
	計				
調 整 増 減					
合 計					

( A )

( B )

	特別職 ( A )	一般職 ( B )	計
市 町 負 担 金			

## 差 額 負 担 金 納 入 通 知 書

平成 年 月 日

様

滋賀県市町村職員退職手当組合  
組合長

滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例第 31 条の規定に基づき、差額負担金を次のとおり調定したので、納付期限までに滋賀銀行県庁支店本組合口座まで納付下さるよう通知します。

差 額 負 担 金	円
納 付 期 限	平成 年 月 日

〔内 訳〕

退職年度	勸奨(整理) 退職者数	差 額 負 担 金 の 計 算			摘 要
		退職手当給付額 (A)	組合給付額 (B)	差額負担金 (A-B)	
	(人)	(円)	(円)	(円)	
合 計					

【条例第 31 条第 2 項による納付の場合の添付書類：差額負担金明細書、差額負担金個別計算書】

様式第5号の3

( 文 書 番 号 )  
平成 年 月 日

滋賀県市町村職員退職手当組合長 様

組合市町名 :

組合市町長名 :

印

差 額 負 担 金 翌 年 度 一 括 納 付 申 請 書

下記の者に対する差額負担金の納付につき、滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例第31条第3項に規定の翌年度一括納付の方法によりたいので、承認されますよう申請します。

記

	職員番号	職 名	氏 名	退職日
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
計	名分			

( 文 書 番 号 )  
平成 年 月 日

様

滋賀県市町村職員退職手当組合  
組合長

差額負担金翌年度一括納付承認書

平成 年 月 日付 号をもって申請のあった差額負担金の納付については、  
下記のとおり承認したので通知します。

記

1. 納付方法 翌年度一括納付
2. 納付額 \_\_\_\_\_ 円 ( \_\_\_\_\_ 外 名分)
3. 納付期限 平成 年 月 日
4. 添付書類 「差額負担金明細書」、「差額負担金個別計算書」

( 文 書 番 号 )  
平成 年 月 日

滋賀県市町村職員退職手当組合長 様

組合市町名 :  
組合市町長名 : 印

差 額 負 担 金 分 割 納 付 申 請 書

下記の者に対する差額負担金の納付につき、滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例第31条第4項に規定の分割納付の方法によりたいので、承認されますよう申請します。

1. 納付方法の選択 (次の (1)、(2) から選択 (番号を○で囲む))

- (1) 当該年度から3年分割均等納付
- (2) 当該年度納付猶予の翌年度から2年分割均等納付

2. 退職者

	職員番号	職 名	氏 名	退職日
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
計	名分			

( 文 書 番 号 )  
平成 年 月 日

様

滋賀県市町村職員退職手当組合  
組合長

差 額 負 担 金 分 割 納 付 承 認 書

平成 年 月 日付 号をもって申請のあった差額負担金の納付については、  
下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1. 納付方法 分割納付 ( )
- 2. 納付額 \_\_\_\_\_ 円
- 3. 納付期限等

退職年度	納 付 期 限	納 付 額	摘 要
	平成 年 月 日	円	外 名
	平成 年 月 日	円	
	平成 年 月 日	円	
	合 計	円	

- 4. 添付書類 「差額負担金明細書」、「差額負担金個別計算書」

( 文 書 番 号 )  
平成 年 月 日

滋賀県市町村職員退職手当組合長 様

組合市町名 :  
組合市町長名 : 印

差 額 負 担 金 繰 上 納 付 申 請 書

平成 年 月 日付滋退発第 号をもって分割納付の承認のあった差額負担金を下記により全額繰上げ納付したいので、承認されますよう申請します。

記

- |              |          |
|--------------|----------|
| 1. 差額負担金総額   | _____ 円  |
| 2. 納付済額      | _____ 円  |
| 3. 繰上納付額     | _____ 円  |
| 4. 繰上納付希望年月日 | 平成 年 月 日 |

# 退職手当請求書

請 求 者	職員番号		(フリガナ)	(姓)	(名)
			氏名		
	生年月日	(大正・昭和・平成) 年 月 日生			
	(郵便番号)				
	現住所				

就職年月日	昭和 平成 年 月 日	退職時職名	
-------	----------------	-------	--

退職年月日	平成 年 月 日	所属組合 市町名	
-------	----------	-------------	--

【受取金融機関】 [※ 請求者名義に限る]	金融機関名	・銀行 ・信用金庫 ・信用組合 ・農協	支店名	・支店 ・支所 ・出張所 ・本店
	預金種目	普通 ・ 当座	口座番号	No.

上記の通り請求します。

平成 年 月 日

請求者氏名

印

滋賀県市町村職員退職手当組合長 様

上記の退職手当の請求については、その記載事項が正当であることならびに滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例に規定する支給制限に関連する条項に該当しないことを証明する。

平成 年 月 日

所属組合市町長名

印

(記載上の注意)

就職年月日は、職員としての引き続いた在職期間（通算すべき前歴の期間（条例第9条第6項および第12条に該当する期間）を含む。）の始期を記入してください。

(添付書類)

1. 履歴書（様式第7号）
2. 退職所得の受給に関する申告書（所得税法（昭和40年法律第33号）第203条に規定するもの）
3. その他退職理由に応じ、規則第6条に規定する書類



(裏面)

発令年月日	発令記事	給料月額	公署名
		級 号 円	
		級 号 円	
		級 号 円	
		級 号 円	
		級 号 円	
		級 号 円	
		級 号 円	
		級 号 円	
		級 号 円	
		級 号 円	
		級 号 円	
		級 号 円	
		級 号 円	
		級 号 円	

上記の履歴は事実と相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

所属組合市町長名

印

- 備考
1. 学歴、勲記章与等は記入しないでください。
  2. 任免、昇任、昇給等は順番に明記してください。
  3. 退職の理由を明記してください。
  4. 既往における退職手当の支給の有無を明記してください。
  5. 給料表の種別を明記してください。

# 勸 奨 退 職 証 明 書

氏 名		職員番号	
生 年 月 日	年 月 日	(退職時の満年齢 才)	
就 職 年 月 日	年 月 日		
退 職 年 月 日	年 月 日	(勤続期間 年 月)	

上記の者は、滋賀県市町村職員退職手当組合勸奨退職の取り扱い基準に  
関する要綱第 条 項 号の規定により退職したものであることを  
証明する。

平成 年 月 日

所属組合市町長名



滋賀県市町村職員退職手当組合長 様

# 整 理 退 職 証 明 書

現 住 所	
氏 名	
上記の者は、条例第 条第 項第 号の規定により退職 したことを証明する。	
退 職 事 由	
平成 年 月 日  所属組合市町長名 印  滋賀県市町村職員退職手当組合長 様	

# 遺族退職手当請求書

職員番号		職員の氏名	
就職年月日	年 月 日	死亡原因	公務上・公務外
死亡年月日	平成 年 月 日	死亡時の職名	
死亡時の住所			
所属組合市町名			
請求者	(フリガナ)	(姓)	(名)
	氏名		
	(郵便番号)		
	現住所		
	職員との続柄		
【受取金融機関】 〔※ 請求者名義に限る〕	金融機関名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 銀行</li> <li>・ 信用金庫</li> <li>・ 信用組合</li> <li>・ 農協</li> </ul>	支店名
	預金種目	普通・当座	口座番号
大正 昭和 平成 年 月 日生			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支店</li> <li>・ 支所</li> <li>・ 出張所</li> <li>・ 本店</li> </ul>			
No.			
上記の通り請求します。 平成 年 月 日 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">請求者氏名 <span style="float: right;">印</span></div> 滋賀県市町村職員退職手当組合長 様			
上記の退職手当の請求については、その記載事項が正当であることを証明する。 平成 年 月 日 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">所属組合市町長名 <span style="float: right;">印</span></div>			
(記載上の注意) 就職年月日は、職員としての引き続いた在職期間（通算すべき前歴の期間（条例第9条第6項および第12条に該当する期間）を含む。）の始期を記入してください。			
(添付書類) 1. 履歴書（様式第7号） 2. 戸籍謄本 3. 総代者選任届書（退職手当を受ける権利を有する同順位者が2人以上あるとき）			

様式第 1 1 号

総 代 者 選 任 届 書

元職員との続柄

氏 名

上記の者は、下記の者全員の総代者として退職手当金の請求をする者であることを届け出ます。

平成 年 月 日

本 籍 地

本 籍 地

本 籍 地

現 住 所

現 住 所

現 住 所

氏 名

㊞

氏 名

㊞

氏 名

㊞

生 年 月 日

生 年 月 日

生 年 月 日

元職員との続柄

元職員との続柄

元職員との続柄

滋賀県市町村職員退職手当組合長 様



様式第 12 号

組 合 長	事 務 局 長	次 長	参 事	主 幹	合 議	係
-------------	------------------	--------	--------	--------	--------	---

裁 定 番 号  
 通 知 年 月 日  
 裁 定 年 月 日  
 受 給 権 調 査  
 退 職 第 号  
 年 月 日  
 年 月 日  
 年 月 日

退 職 手 当 金 裁 定 書

所 属 組 合 市 町 名			フ リ ガ ナ 職 員 氏 名				
生 年 月 日	年 月 日 生	歳	フ リ ガ ナ 請 求 者 氏 名				
定 年 区 分			退 職 時 職 名				
現 住 所	〒 -						
1 月 1 日 住 所							
基 礎 在 職 期 間	自 年 月 日	退 職 理 由		裁 定 給 料 月 額	円 ( % )		
	至 年 月 日	勤 続 年 数 ( 支 給 率 )	年 ( )	退 職 手 当 金 額	円		
金 融 機 関 名		支 店 名		控 除 額	円		
預 金 種 目		口 座 番 号		差 引 支 給 額	円		
勤 続 期 間 の 算 定	[基礎在職期間 年 月]	[除算期間 年 月]	[勤続期間 年 月]				
	事 由	期 間	月 数	除算区分	備 考		
		合計除算月数 月 (1/3 除算 月、 1/2 除算 月、 1/1 除算 月)					
新 制 度 退 職 手 当 の 算 定	支 給 率	退 職 時 給 料 月 額	円				
	割 増 措 置 後 の 給 料 月 額	円 ( 割 増 率 % )					
	退 職 手 当 の 基 本 額	円					
	調 整 額 (B)	職 員 の 区 分	期 間	月 数	除算月数	支 給 月 数	支 給 額 ( 円 )
	計						
特 定 減 額	特 定 減 額 前 給 料 月 額 に 係 る 減 額 日 の 前 日	年 月 日					
	特 定 減 額 前 給 料 月 額 (D)	円 ( 割 増 率 % )	支 給 率 (F)				
	退 職 日 給 料 月 額 (E)	円 ( 割 増 率 % )	支 給 率 (G)				
	特 定 減 額 前 給 料 月 額 が あ る 場 合 の 退 職 手 当 の 基 本 額 (H)	円 [H=D×F+E×(G-F)]					
新 制 度 退 職 手 当 算 定 額 (C)	円 [C=A(H)+B]						
保 障 額	切 替 日 前 日 で の 年 齢	歳	切 替 日 前 日 で の 勤 続 年 数	年 ( 年 月 )			
	切 替 日 前 日 で の 支 給 率		切 替 日 前 日 で の 給 料 月 額	円			
	切 替 日 前 日 で の 割 増 措 置 後 の 給 料 月 額	円 ( 割 増 率 % )					
	保 障 額 (I)	円					
判 定 (C)の額と(I)の額のうちいずれが多い額	<input type="checkbox"/> (C)新制度退職手当算定額 <input type="checkbox"/> (I)保 障 額						
退 職 手 当 金 額	円						
控 除 額	所 得 税	円	税 額 計	円			
	市 町 村 民 税	円	共 済 組 合 貸 付 金 償 還 額	円			
	都 道 府 県 民 税	円	控 除 額 合 計	円			
差 引 支 給 額	円						
摘 要							

様

裁定通知書

平成 年 月 日

滋賀県市町村職員退職手当組合  
組合長

次のとおり裁定し、平成 年 月 日付けであなたが指定した口座に送金します。

裁定番号		第 号		裁定年月日		平成 年 月 日			
所属組合 市 町 名				職員氏名					
				請求者氏名					
給料月額 (計算の基礎となるもの)		円		退職 手 当 金 額	退職手当の基本額 A		円		
退職理由					退職手当の調整額 B		円		
支給率					退職手当金額 (A+B)		円		
勤続期間		年 (月)			保障額		円		
勤続期間 の 計 算	在職年月数		年 月		控 除 額 内 訳	所得税		円	
	除算年月数		年 月			市町村民税		円	
	勤続年月数 (除算後)		年 月			都道府県民税		円	
						共済組合貸付金償還額		円	
				差引支給額 (送金額)		円			
特定減額前給料月額 に係る減額日の前日				支 払 金 融 機 関	金融機関名				
特定減額前給料月額 E		円 支給率 G			支店名				
退職日給料月額 F		円 支給率 H			預金種目				
特定減額前給料月額 がある場合の退職手 当の基本額 I		円 〔I = E × G + F × (H - G)〕			口座番号				



様式第 13 号の 3

平成 18 年条例第 4 号の施行の日の前日において受けるべき給料月額報告書

年 月 日

滋賀県市町村職員退職手当組合長 様

組合市町名

組合市町長名

印

滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例施行規則第 8 条の 8 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

職員番号		氏 名	
生年月日	( 昭和・平成 )	年	月 日
平成 18 年条例第 4 号の施行の日の前日 (平成 18 年 3 月 31 日) において受けるべき給料月額			
給料表名	職務の級および号給		給料月額
	級	号給	円

平成 年 月 日

# 領 収 書

金 額	円也
-----	----

但し、退職手当金

控 除 額	所 得 税	円
	市 町 村 民 税	円
	都 道 府 県 民 税	円
	共済組合貸付金償還額	円
	計	円
差 引 支 給 額		円

上記金額確かに領収しました。

平成 年 月 日

所属組合市町名

裁 定 番 号

氏 名

⑩

滋賀県市町村職員退職手当組合長 様

(注) 領収印は退職手当請求と同じ印を押してください。

滋賀県市町村職員退職手当組合長 様

組合市町長または懲戒免職等処分実施機関

組合市町名

職名

氏名

印

退職手当の支給制限に関する報告書

下記の者が滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例施行規則第 10 条の 2 第 号の規定に該当しましたので報告します。

記

職員番号		職名		氏名	
適用条項		条例第 20 条第 1 項第 号			
退職手当の支給制限理由					

条例第 20 条で規定する事情	
① 占めていた職の職務および責任	
② 勤務の状況	
③ 非違の内容および程度	
④ 非違に至った経緯	
⑤ 非違後におけるその者の言動	
⑥ 非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度	
⑦ 非違が公務に対する信頼に及ぼす影響	

(注意事項)

下記の事情を総合的に勘案し、全部不支給または一部不支給を決定することとなっているため、①～⑦の各項目について具体的かつ詳細に記入のこと。

なお、非違の発生を抑止するという制度の目的から一般の退職手当等の全部を支給しないこととするを原則とするものである。

- ① 「占めていた職の職務及び責任」の欄には、例えば、当該退職をした者が管理職以上の職員である又は当該退職をした者が占めていた職の職務に関連した非違である等を記入すること。
- ② 「勤務の状況」の欄には、例えば、過去にも類似の非違を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがある場合には、その理由及び処分等を記入すること。
- ③ 「非違の内容及び程度」の欄には、次のいずれかに該当する場合に記入すること。
  - ア 停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合
  - イ 懲戒免職等処分の理由となった非違が、正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したのみである場合であって、特に参酌すべき情状のある場合
  - ウ 懲戒免職等処分の理由となった非違が過失(重過失を除く。)による場合であって、特に参酌すべき情状のある場合
  - エ 過失(重過失を除く。)により禁錮以上の刑に処せられ、執行猶予を付された場合であって、特に参酌すべき情状のある場合
- ④ 「非違に至った経緯」の欄には、例えば、当該非違が行われることとなった背景や動機について特に参酌すべき情状がある場合には、その情状等を記入すること。
- ⑤ 「非違後におけるその者の言動」の欄には、例えば、当該非違による被害や悪影響を最小限にするための行動をとった場合又は当該非違を隠蔽する行動をとった場合には、その行動等を記入すること。
- ⑥ 「非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度」の欄には、例えば、当該非違による被害や悪影響が結果として重大であった場合には、その結果等を記入すること。
- ⑦ 「非違が公務に対する信頼に及ぼす影響」の欄には、その影響等を記入すること。

滋賀県市町村職員退職手当組合長 様

組合市町長または懲戒免職等処分実施機関

組合市町名

職名

氏名

印

退職手当の支給制限に関する報告書

下記の者が滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例施行規則第 10 条の 2 第 号の規定に該当しましたので報告します。

記

職員番号		職名		氏名	
適用条項	条例第 20 条第 1 項第 号				
退職手当の支給制限理由					
* 退職をした者が死亡したとき (死亡年月日 年 月 日)					
支払を受ける権利を承継した者の氏名		職員との続柄			
上記の者の住所					

条例第 20 条で規定する事情	
① 占めていた職の職務および責任	
② 勤務の状況	
③ 非違の内容および程度	
④ 非違に至った経緯	
⑤ 非違後におけるその者の言動	
⑥ 非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度	
⑦ 非違が公務に対する信頼に及ぼす影響	

(注意事項)

下記の事情を総合的に勘案し、全部不支給または一部不支給を決定することとなっているため、①～⑦の各項目について具体的かつ詳細に記入のこと。

なお、非違の発生を抑止するという制度の目的から一般の退職手当等の全部を支給しないこととするを原則とするものである。

- ① 「占めていた職の職務及び責任」の欄には、例えば、当該退職をした者が管理職以上の職員である又は当該退職をした者が占めていた職の職務に関連した非違である等を記入すること。
- ② 「勤務の状況」の欄には、例えば、過去にも類似の非違を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがある場合には、その理由及び処分等を記入すること。
- ③ 「非違の内容及び程度」の欄には、次のいずれかに該当する場合に記入すること。
  - ア 停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合
  - イ 懲戒免職等処分の理由となった非違が、正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したのみである場合であって、特に参酌すべき情状のある場合
  - ウ 懲戒免職等処分の理由となった非違が過失(重過失を除く。)による場合であって、特に参酌すべき情状のある場合
  - エ 過失(重過失を除く。)により禁錮以上の刑に処せられ、執行猶予を付された場合であって、特に参酌すべき情状のある場合
- ④ 「非違に至った経緯」の欄には、例えば、当該非違が行われることとなった背景や動機について特に参酌すべき情状がある場合には、その情状等を記入すること。
- ⑤ 「非違後におけるその者の言動」の欄には、例えば、当該非違による被害や悪影響を最小限にするための行動をとった場合又は当該非違を隠蔽する行動をとった場合には、その行動等を記入すること。
- ⑥ 「非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度」の欄には、例えば、当該非違による被害や悪影響が結果として重大であった場合には、その結果等を記入すること。
- ⑦ 「非違が公務に対する信頼に及ぼす影響」の欄には、その影響等を記入すること。

滋賀県市町村職員退職手当組合長 様

組合市町長

職名

氏名

印

### 職員の起訴に関する報告書

下記の者が滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例施行規則第10条の3第1項第 号の規定に該当しましたので報告します。

#### 記

職員番号		職名		氏名	
適用条項	条例第21条第1項第 号				
起訴年月日	年 月 日				
管轄裁判所名					
起訴理由					
犯罪に係る罰条					
退職年月日	年 月 日				

年 第 月 号  
日

滋賀県市町村職員退職手当組合長 様

組合市町長又は懲戒免職等処分実施機関  
組合市町名  
職名  
氏名



退職手当の差止理由に関する報告書

下記の者が滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例施行規則第10条の3第2項第 号の規定に該当しましたので報告します。

記

職員番号		職名		氏名	
職員の住所					
遺族又は支払を受ける権利を承継した者の氏名				職員との続柄	
上記の者の住所					
適用条項		条例第21条第 項第 号			
1 逮捕されたとき					
年 月 日		年 月 日			
被疑事実の要旨					
犯罪に係る罰条					
2 犯罪があると思料するとき					
被疑事実の要旨					
犯罪に係る罰条					
供述の要旨		(事情聴取： 年 月 日)			
参考事項					
3 懲戒免職等処分を受けべき行為があると思料するとき					
非違の内容					

(注意事項)

- 1 「職名」の欄には、元職員が退職時に占めていた部局の組織上の名称を記入すること。
- 2 「1 逮捕されたとき」の欄について
  - (1) 「被疑事実の要旨」の欄には、「○月×日に逮捕された」、「○月×日に逮捕され、勾留中」などと記入すること。
  - (2) 「犯罪に係る罰条」の欄には、逮捕を許可された罪名を記入すること。
- 3 「2 犯罪があると思料するとき」の欄について
  - (1) 「被疑事実の要旨」の欄には、具体的かつ詳細に、事実を挙げて（いつ、どこで、どのようにして、何をしたというように）記入すること。
  - (2) 「犯罪に係る罰条」の欄には、可能な限り特定して（「○○罪（刑法第××条）」というように）記入することとするが、基本的事実の同一性を害しない範囲で選択的又は包括的に（「○○罪（刑法第××条）又は△△罪（刑法第□□条）」というように）記入しても差し支えない。
  - (3) 「供述の要旨」の欄には、元職員から事情を聴取した年月日を記入するとともに、元職員が懲戒免職等処分機関が認定した事実を争わない場合又はその一切を否定している場合は、その旨を（「嫌疑を肯定」、「同上」又は「嫌疑を否定」というように）記入し、元職員の供述が、懲戒免職等処分機関が認定した事実と一部異なっている場合には、違いが明らかになるように、具体的かつ詳細に、事実を挙げて（いつ、どこで、どのようにして、何をしたというように）記入すること。
- 4 「3 懲戒免職等処分を受けるべき行為があると思料するとき」の欄について  
「非違の内容」の欄には、具体的かつ詳細に、事実を挙げて（いつ、どこで、どのようにして、何をしたというように）記入すること。

滋賀県市町村職員退職手当組合長 様

組合市町長又は懲戒免職等処分実施機関  
組合市町名  
職名  
氏名



退職手当の差止理由の消滅等に関する報告書

下記の者が滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例施行規則第10条の3第3項第 号の規定に該当しましたので報告します。

記

職員番号		職名		氏名	
職員の住所					
遺族又は支払を受ける権利を承継した者の氏名				職員との続柄	
上記の者の住所					
差止処分の発令年月日		年 月 日			
適用条項		条例第21条第5項第 号			
差止処分を取り消すべき理由					
参考事項					

(注意事項)

「差止処分を取り消すべき理由」の欄には、職員が起訴された場合には、判決確定日及び刑罰等を記入し、起訴されなかった場合には、公訴を提起しない処分のあった日等を記入すること。

滋賀県市町村職員退職手当組合長 様

組合市町長又は懲戒免職等処分実施機関  
組合市町名  
職名  
氏名



禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限（返納）  
に関する報告書

下記の者が滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例施行規則 第10条の4第 号 の  
第10条の5第 号

規定に該当しましたので報告します。

記

職員番号		職名		氏名	
職員の住所					
遺族又は支払を受ける権利を承継した者の氏名			職員との続柄		
上記の者の住所					
適用条項		条例第22条第1項第 号（第2項）			
		条例第23条第1項第 号（第24条第1項）			
1 禁錮以上の刑に処せられた場合					
判決確定日		年 月 日			
刑罰					
2 再任用職員に対する免職処分を受けた場合					
処分年月日		年 月 日			
処分内容					
3 懲戒免職等処分を受けるべき行為がある場合					
非違の内容					

様式第 17号 (別紙)

条例第 20 条で規定する事情	
① 占めていた職の職務および責任	
② 勤務の状況	
③ 非違の内容および程度	
④ 非違に至った経緯	
⑤ 非違後におけるその者の言動	
⑥ 非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度	
⑦ 非違が公務に対する信頼に及ぼす影響	
⑧ 退職者、遺族または支払を受ける権利を承継した者の生計の状況(返納の場合に限る。)	

(注意事項)

下記の事情を総合的に勘案し、全部不支給または一部不支給を決定することとなっているため、①～⑧の各項目について具体的かつ詳細に記入のこと。

なお、非違の発生を抑止するという制度の目的から一般の退職手当等の全部を支給しないこととするを原則とするものである。

- ① 「占めていた職の職務及び責任」の欄には、例えば、当該退職をした者が管理職以上の職員である又は当該退職をした者が占めていた職の職務に関連した非違である等を記入すること。
- ② 「勤務の状況」の欄には、例えば、過去にも類似の非違を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがある場合には、その理由及び処分等を記入すること。
- ③ 禁錮以上の刑に処せられた場合又は再任用職員に対する免職処分を受けた場合にこの報告書を提出するときは、「非違の内容及び程度」の欄には、次のいずれかに該当する場合に記入すること。
  - ア 過失(重過失を除く。)により禁錮以上の刑に処せられ、執行猶予を付された場合であつて、特に参酌すべき情状のある場合
  - イ 停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として免職処分とされた場合
  - ウ 免職処分の理由となった非違が、正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したことのみである場合であつて、特に参酌すべき情状のある場合
  - エ 免職処分の理由となった非違が過失(重過失を除く。)による場合であつて、特に参酌すべき情状のある場合
- ④ 「非違に至った経緯」の欄には、例えば、当該非違が行われることとなった背景や動機について特に参酌すべき情状がある場合には、その情状等を記入すること。
- ⑤ 「非違後におけるその者の言動」の欄には、例えば、当該非違による被害や悪影響を最小限にするための行動をとった場合又は当該非違を隠蔽する行動をとった場合には、その行動等を記入すること。
- ⑥ 「非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度」の欄には、例えば、当該非違による被害や悪影響が結果として重大であった場合には、その結果等を記入すること。
- ⑦ 「非違が公務に対する信頼に及ぼす影響」の欄には、その影響等を記入すること。
- ⑧ 「退職者、遺族又は支払を受ける権利を承継した者の生計の状況(返納の場合に限る。)」の欄には、退職手当の生活保障としての性格にかんがみ、処分を受けるべき者又はその者と生計を共にする者が現在及び将来どのような支出を要するか、どのような財産を有しているか、現在及び将来どのような収入があるか等についての申立てを受け、返納すべき額の全額を返納させることが困難であると認められる場合には、その状況を記入すること。

滋賀県市町村職員退職手当組合長 様

組合市町長又は懲戒免職等処分実施機関  
 組合市町名  
 職名  
 氏名



退職手当の受給者の相続人からの納付に関する報告書

下記の者が滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例施行規則第10条の6の規定に該当しましたので報告します。

記

職員番号		職名		氏名	
職員の住所					
退職手当の受給者の氏名		退職手当の受給者の死亡年月日		年 月 日	
退職手当の受給者の相続人（包括受遺者）の氏名			退職手当の受給者との続柄		
上記の者の住所					
適用条項		条例第25条第 項			
1 懲戒免職等処分を受けるべき行為がある場合					
非違の内容					
2 起訴された場合					
起訴年月日		年 月 日			
起訴理由					
3 禁錮以上の刑に処せられた場合					
判決確定日		年 月 日			
刑罰					
4 再任用職員に対する免職処分を受けた場合					
処分年月日		年 月 日			
処分内容					

様式第 18 号 (別紙)

条例第 20 条で規定する事情	
①	占めていた職の職務および責任
②	勤務の状況
③	非違の内容および程度
④	非違に至った経緯
⑤	非違後におけるその者の言動
⑥	非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度
⑦	非違が公務に対する信頼に及ぼす影響
条例第 25 条で規定する事情	
⑧	退職手当の受給者の相続財産の額
⑨	⑧の額のうち、処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額
⑩	退職手当の受給者の相続人の生計の状況
⑪	一般の退職手当等に係る租税の額

(注意事項)

下記の事情を総合的に勘案し、全部不支給または一部不支給を決定することとなっているため、①～⑪の各項目について具体的かつ詳細に記入のこと。

なお、非違の発生を抑止するという制度の目的から一般の退職手当等の全部を支給しないこととするを原則とするものである。

- ① 「占めていた職の職務及び責任」の欄には、例えば、当該退職をした者が管理職以上の職員である又は当該退職をした者が占めていた職の職務に関連した非違である等を記入すること。
- ② 「勤務の状況」の欄には、例えば、過去にも類似の非違を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがある場合には、その理由及び処分等を記入すること。
- ③ 禁錮以上の刑に処せられた場合又は再任用職員に対する免職処分を受けた場合にこの報告書を提出するときは、「非違の内容及び程度」の欄には、次のいずれかに該当する場合に記入すること。
  - ア 過失(重過失を除く。)により禁錮以上の刑に処せられ、執行猶予を付された場合であつて、特に参酌すべき情状のある場合
  - イ 停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として免職処分とされた場合
  - ウ 免職処分の理由となった非違が、正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したことのみである場合であつて、特に参酌すべき情状のある場合
  - エ 免職処分の理由となった非違が過失(重過失を除く。)による場合であつて、特に参酌すべき情状のある場合
- ④ 「非違に至った経緯」の欄には、例えば、当該非違が行われることとなった背景や動機について特に参酌すべき情状がある場合には、その情状等を記入すること。
- ⑤ 「非違後におけるその者の言動」の欄には、例えば、当該非違による被害や悪影響を最小限にするための行動をとった場合又は当該非違を隠蔽する行動をとった場合には、その行動等を記入すること。
- ⑥ 「非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度」の欄には、例えば、当該非違による被害や悪影響が結果として重大であった場合には、その結果等を記入すること。
- ⑦ 「非違が公務に対する信頼に及ぼす影響」の欄には、その影響等を記入すること。
- ⑧ 「退職手当の受給者の相続人の生計の状況」の欄には、退職手当の生活保障としての性格にかんがみ、処分を受けるべき者又はその者と生計を共にする者が現在及び将来どのような支出を要するか、どのような財産を有しているか、現在及び将来どのような収入があるか等についての申立てを受け、納付すべき額の全額を納付させることが困難であると認められる場合には、その状況を記入すること。
- ⑨ 相続人からの納付について(条例第25条で規定する事情)
  - (1) 一般の退職手当等の額には、源泉徴収された所得税額又はみなし相続財産とされて納入した若しくは納入すべき相続税額を含まないものとする。
  - (2) 「退職手当の受給者の相続財産の額」を勘案するに当たっては、当該相続財産の額が当該一般の退職手当等の額よりも小さいときは、当該相続人の納付額の合計額を当該相続財産の額の範囲内で定めることとする。
  - (3) 相続人が複数あるときは、原則として、相続人が実際に相続(包括遺贈を含む。)によって得た財産の価額に応じて按分して計算した額を勘案して各相続人の納付額を定める。ただし、納付命令の時点で遺産分割がなされていない場合には、当該相続人が相続放棄をした場合を除き、民法の規定による相続分により按分して計算した額を勘案して各相続人の納付額を定めることとする。
  - (4) 処分を受けるべき者が納付すべき額は、当該者が相続財産を取得したことにより納付した又は納付すべき相続税の額についての申立てを受け、当該税の額から、当該相続財産の額から当該一般の退職手当等の額を減じた額の相続であれば納付したであろう相続税の額を減じた額を控除して定めることとする。

退職手当の受給者の相続人  
住所  
氏名 様

懲戒免職等処分実施機関  
組合市町名  
職名  
氏名



懲戒免職等処分に関する通知書

下記の者について、滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例第25条第1項に規定する一般の退職手当等の額の算定の基礎となる在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為が明らかになったので通知する。

記

1 退職手当の受給者

職員番号		職名		氏名	
職員の住所					
退職手当の受給者の氏名		退職手当の受給者の死亡年月日		年 月 日	
退職手当の受給者の相続人（包括受遺者）の氏名			退職手当の受給者との続柄		
上記の者の住所					
懲戒免職等処分を受けるべき非違行為の内容					

2 相続人（包括受遺者を含む。）の詳細

氏名		退職手当の受給者との続柄	
住所			
氏名		退職手当の受給者との続柄	
住所			
氏名		退職手当の受給者との続柄	
住所			

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

滋賀県市町村職員退職手当組合

組合長

滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例第 条第 項第 号の規定に基づき、下記の理由により一般の退職手当等の全部・一部（割）を支給しない。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に滋賀県市町村職員退職手当組合長に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に滋賀県市町村職員退職手当組合を被告として（被告を代表する者は滋賀県市町村職員退職手当組合長）提起することができる（なお、この処分書を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その決定の送達を受けた日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

支給制限の理由	
---------	--

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

滋賀県市町村職員退職手当組合

組合長

滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例第21条第 項第 号の規定に基づき、下記の理由により一般の退職手当等の支払を差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に滋賀県市町村職員退職手当組合長に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、滋賀県市町村職員退職手当組合長に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に滋賀県市町村職員退職手当組合を被告として（被告を代表する者は滋賀県市町村職員退職手当組合長）提起することができる（なお、この処分書を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その決定の送達を受けた日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

差止処分の理由	
---------	--

差止処分の取消しに関する通知書

年 月 日

様

滋賀県市町村職員退職手当組合  
組合長

滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例第21条第5項（第6項・第7項）の規定に基づき、差止処分を取り消したので通知する。

被 処 分 者 の 氏 名	
差 止 処 分 の 発 令 年 月 日	年 月 日
差 止 処 分 を 取 り 消 し た 年 月 日	年 月 日
差 止 処 分 を 取 り 消 し た 理 由	
一 般 の 退 職 手 当 等 の 額	円 (支払年月日： 年 月 日)
参 考 事 項	

退職手当返納命令書

年 月 日

様

滋賀県市町村職員退職手当組合

組合長

滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例第 条第1項第 号の規定に基づき、既に支給した退職手当のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に滋賀県市町村職員退職手当組合長に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に滋賀県市町村職員退職手当組合を被告として（被告を代表する者は滋賀県市町村職員退職手当組合長）提起することができる（なお、この命令書を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その決定の送達を受けた日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金

円

算出根拠	① 既に支給した一般の退職手当等の額	円
	② 失業者退職手当額	円
	③ 返納基礎額（①－②）	円
	④ ③のうち返納額（全額・一部（ 割））	円
返納命令の理由		

様式第21号の2

退職手当相当額の納付命令書

年 月 日

様

滋賀県市町村職員退職手当組合

組合長

滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例第25条第 項の規定に基づき、退職手当の受給者（ ）の相続財産の額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に滋賀県市町村職員退職手当組合長に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に滋賀県市町村職員退職手当組合を被告として（被告を代表する者は滋賀県市町村職員退職手当組合長）提起することができる（なお、この命令書を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その決定の送達を受けた日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金

円

算出根拠	① 既に支給した一般の退職手当等の額	円
	② 失業者退職手当額	円
	③ 納付基礎額（①－②）	円
	④ ③のうち納付額（全額・一部（ 割））	円
納付命令の理由		



(裏 面)

## 退職した職員の注意事項

### 1. 記載上の心得

別紙(13)欄には、職員の個人的な事情に起因する退職の場合、退職の主な事由を一つ選択し、退職者記載欄の口の中に○印を記入してください。

(14)欄には、記載事項に相違ないと認めたときは氏名を記入して印を押してください。なお、記載事項について誤りがあるときは、速やかに所属組合市町の長に申し出て訂正を受けてください。

### 2. この票の交付を受けたときは、速やかに住所または居所を管轄する公共職業安定所に出頭されて、この退職票を提出して求職の申込をし、証明を受けてください。

ただし、退職後公共職業安定所に出頭しないまま退職の日の翌日から1年以内に再び職員となった場合には、この票を再就職した組合市町の長に提出してください。

## 所属組合市町村の長の記載心得

### 1. 職員が退職したとき、その職員が失業者の退職手当を受ける資格を有する場合には、所属組合市町の長はこの退職票に所定の事項を記入し、正副2通作成し、うち1通に印を押して退職した職員に交付し、1通(写)を保管してください。

### 2. 記載上の注意

(1)欄には、この票を職員に交付した日を記入してください。

(2)欄には、所属組合市町名を記入してください。

(3)欄には、退職した職員の氏名を記入してください。

(4)欄には、退職した職員の性別について記入してください。

(5)欄には、退職した職員の生年月日及び満年齢を記入してください。

(6)欄には、退職した職員の住所又は居所を記入してください。

(7)欄には、退職した職員の退職前引き続いて地方公務員等として勤務し始めた就職の年月日を記入してください。

(8)欄には、退職した職員の退職した年月日を記入してください。

(9)欄には、退職した職員の給与形態に応じて(A)欄または(B)欄の該当箇所に○印を付けてください。

(10)欄には、退職した職員の(7)欄から(8)欄までの退職手当の計算の基礎となった勤続期間及び滋賀縣市町村職員の退職手当に関する条例第14条第1項2号の規定によって通算される期間の合計期間を記入してください。

(11)(A)欄には、退職した職員の退職の月前の最後の6月間に支払われた給与の総額を記入し、(B)欄には給与の種類別に6月間の総額を記入してください。

(12)欄には、退職した職員の退職時支給された一般の退職手当の額を記入してください。なお、説明欄には、予告を受けない退職者の退職手当を支給された場合にはその額を、一般の退職手当を支給されなかった場合にはその理由を記入してください。

別紙(13)欄には、退職の主たる事由を一つ選択し、所属組合市町村の長記載欄の口に○印を記入の上、具体的事情記載欄(所属組合市町の長用)に具体的事情を記入してください。

(15)欄には、所属組合市町の長の氏名を記入し、その印を押してください。

※印の欄には記入しないでください。

様式第22号 (別紙)

(13) 退職事由

(退職事由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があるので、適正に記入してください。)

所属組合 市町長 記載欄	退職者 記載欄	退 職 の 事 由	※ 公共職業安 定所記載欄
<input type="checkbox"/>		1 組織もしくは定数の改廃もしくは予算の減少により廃職もしくは過員を生ずることにより退職した者であって所属組合市町村の長の承認を得たもの	
		2 定年、任用期間満了等によるもの	
<input type="checkbox"/>		(1) 定年による退職 (定年 歳)	
<input type="checkbox"/>		(2) 任用期間満了による退職	
		3 所属組合市町の長からの働きかけによるもの	
<input type="checkbox"/>		(1) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職 (同法第16条第1号に該当する場合に限る。) またはこれに準ずる退職	
<input type="checkbox"/>		(2) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職またはこれに準ずる処分	
<input type="checkbox"/>		(3) 退職勧奨	
		4 職場における事情に起因する退職	
<input type="checkbox"/>		(1) 公務上の傷病による退職	
<input type="checkbox"/>		5 職員の個人的な事情に起因する退職	
	<input type="checkbox"/>	(1) 職務に耐えられない体調不良、けが等があったため	
	<input type="checkbox"/>	(2) 妊娠、出産、育児等を行う必要があったため	
	<input type="checkbox"/>	(3) 家庭の事情の急変 (父母の扶養、親族の介護等) があったため	
	<input type="checkbox"/>	(4) 配偶者等との別居生活が継続困難となったため	
	<input type="checkbox"/>	(5) 転居により通勤困難となったため (新住所: )	
	<input type="checkbox"/>	(6) その他 (具体的に )	
<input type="checkbox"/>		6 その他 (1から5までのいずれにも該当しない場合)	
		具体的事情記載欄 (所属組合市町の長用)	

支給番号	
------	--

### 失業者の退職手当受給資格証

受給資格者	氏名		性別		年齢	満歳
	住所または居所					
	退職年月日	平成	年	月	日	勤続期間
	求職年月日	平成	年	月	日	
	受給期間満了年月日	平成	年	月	日	年

待期日数		日	所定給付日数		日						
待期満了年月日	平成	年	月	日	最初の失業認定日 平成	年	月	日			
失業の認定日	毎月		日	基本手当の日額		円					
公共職業訓練等	受講開始	平成	年	月	日	技能習得手当	月額	円	月	日	支給開始
						特定職種受講手当	月額	円	月	日	支給開始
	受講終了予定	平成	年	月	日	通所手当	月額	円	月		支給開始
						寄宿手当	月額	円	月	日	支給開始

平成 年 月 日交付

滋賀県市町村職員退職手当組合  
組合長 印

上記の者は、 年 月 日求職の申込手続きを完了したことを証明する。

平成 年 月 日

公共職業安定所長 印

(裏面)

(処 理 状 況)

月 日	失業認定日数または 基本手当支給日数	支 給 金 額	摘 要	取扱者印
・				
・				
・				
・				
・				
・				
・				
・				

〔注意事項〕

1. この証は、基本手当に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから、受給期間満了年月日までは大切に保管してください。もし、この証をなくしたり、または損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けてください。
2. 基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、この証を関係書類に添えて管轄公共職業安定所に提出し、失業の認定を受けた後、所属組合市町の長を経て組合長に提出してください。
3. 受給資格者は最初の失業認定日に出頭し、待期日数の間における失業の認定を受けてください。
4. 定められた失業の認定日に出頭しないときは、基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができなくなることがあります。
5. 基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間中に自己の労働によって収入を得たときは、そのことを必ず届け出てください。
6. 偽りその他不正の行為（5の届出をしない場合または虚偽の届出をした場合も該当する。）によって基本手当に相当する退職手当の支給を受けたり、または受けようとしたときは、以後、基本手当に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられ、または処罰される場合があります。
7. 氏名または住所もしくは居所を変更したときは、その後最初に出頭した失業の認定日に届書を提出してください。
8. 所定給付日数とは、受給期間満了年月日までの間に基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができる最大限の日数です。



受給期間延長申請書

① 申請者	氏名		性別		受給資格証番号	
	住所または居所					
② 退職年月日	平成 年 月 日					
③ 職業に就くことができない理由						
④ ③の理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称		診療担当者			
⑤ 職業に就くことができない期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで					
<p>規則第17条第1項の規定により上記のとおり申請します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>滋賀県市町村職員退職手当組合長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p>						
※処理欄	延長期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで					

(裏面)

注 意

- 1 この申請には、受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合は、退職票）を添えて組合長に提出してください。
- 2 ⑤欄の「職業に就くことができない期間」とは、③欄の理由により職業に就くことができない期間のことで、その期間が3年を超えるときは、最大限3年間まで認められるものです。
- 3 ※印欄には、記入しないでください。

受給期間延長通知書

申請者氏名		受給資格証番号	
申請受理年月日	平成 年 月 日		
受給期間延長の理由			
延長後の受給期間満了年月日	平成 年 月 日		
<p>規則第17条第4項の規定により上記のとおり受給期間を延長する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>滋賀県市町村職員退職手当組合 組合長 印</p>			

注意

- この通知書は、基本手当に相当する退職手当を受けるために必要なものですから、大切に保管してください。
- 受給期間延長申請書の記載内容に重大な変更があったとき（例えば、職業に就くことができない理由や期間に変更があったとき）には、速やかにそのことを申し出るとともに、この通知書を提出してください。
- 職業に就くことができない理由がやんだときは、速やかにそのことを届け出るとともに、受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票）に添えてこの通知書を提出してください。

次回認定日 月 日 時から 時まで
-------------------------

## 失 業 認 定 申 告 書

(該当のところへ○印を付け必要な事柄を記入してください。)

①失業の認定を受けようとする期間中に就職または就労をしましたか。	イ した     ロ しない	就職または就労をした人は、した日を次の欄に記入してください。 月/日 <table border="1" style="display: inline-table; width: 100px; height: 20px;"><tr><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td></tr></table> 月/日 <table border="1" style="display: inline-table; width: 100px; height: 20px;"><tr><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td></tr></table> 月/日 <table border="1" style="display: inline-table; width: 100px; height: 20px;"><tr><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td></tr></table> 月/日 <table border="1" style="display: inline-table; width: 40px; height: 20px;"><tr><td>/</td><td>/</td></tr></table> <span style="float: right;">合計 _____ 日</span>	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/															
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/																																								
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/																																								
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/																																								
/	/																																																
②失業の認定を受けようとする期間中に内職または、手伝いをしましたか。	イ した     ロ しない	(1) 内職または手伝いをした人は、した日を次の欄に記入してください。 月/日 <table border="1" style="display: inline-table; width: 100px; height: 20px;"><tr><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td></tr></table> 月/日 <table border="1" style="display: inline-table; width: 100px; height: 20px;"><tr><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td></tr></table> 月/日 <table border="1" style="display: inline-table; width: 100px; height: 20px;"><tr><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td><td>/</td></tr></table> 月/日 <table border="1" style="display: inline-table; width: 40px; height: 20px;"><tr><td>/</td><td>/</td></tr></table> <span style="float: right;">合計 _____ 日</span>  (2) 内職または手伝いの収入があった人は、収入のあった日、その額を記入してください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">収入のあった日</th> <th style="width: 25%;">その収入額</th> <th style="width: 50%;">何日分の収入か</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月 日</td> <td>円</td> <td>日分</td> </tr> <tr> <td>月 日</td> <td>円</td> <td>日分</td> </tr> <tr> <td>月 日</td> <td>円</td> <td>日分</td> </tr> <tr> <td>月 日</td> <td>円</td> <td>日分</td> </tr> </tbody> </table>	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	収入のあった日	その収入額	何日分の収入か	月 日	円	日分	月 日	円	日分	月 日	円	日分	月 日	円	日分
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/																																								
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/																																								
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/																																								
/	/																																																
収入のあった日	その収入額	何日分の収入か																																															
月 日	円	日分																																															
月 日	円	日分																																															
月 日	円	日分																																															
月 日	円	日分																																															
③失業の認定を受けようとする期間中に公共職業安定所以外でも引き続き就職先を探しましたか。	イ 探した     ロ 探さなかった	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">事業所名</th> <th style="width: 25%;">応募の動機</th> <th style="width: 25%;">職 種</th> <th style="width: 25%;">応募の結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>安定所の紹介 知人の紹介 新聞広告 その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>安定所の紹介 知人の紹介 新聞広告 その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>安定所の紹介 知人の紹介 新聞広告 その他</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(その理由を具体的に記入してください。)</p>	事業所名	応募の動機	職 種	応募の結果		安定所の紹介 知人の紹介 新聞広告 その他				安定所の紹介 知人の紹介 新聞広告 その他				安定所の紹介 知人の紹介 新聞広告 その他																																	
事業所名	応募の動機	職 種	応募の結果																																														
	安定所の紹介 知人の紹介 新聞広告 その他																																																
	安定所の紹介 知人の紹介 新聞広告 その他																																																
	安定所の紹介 知人の紹介 新聞広告 その他																																																

(裏面)

④今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されればすぐに応じられますか。	イ 応じられる  ロ 応じられない	応じられない理由は何ですか。 (イ) 病気やけがなど健康上の理由  (ロ) 個人的または家庭的事情のため (例えば、結婚や妊娠のため、家事の都合があるためなど)  (ハ) 就職予定があるため  (ニ) 自営業開始の予定があるため  (ホ) その他 ( )					
規則第19条第1項の規定により上記のとおり申告します。  平成 年 月 日  受給資格証番号 ( )  受給資格者氏名 (印)  公共職業安定所長 様							
※公共職業安定所記載欄	認定対象期間	年 月～ 年 月	認定日数	日	連絡事項		取扱者印

(注意事項)

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出してください。
- 2 申告は正しくしてください。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、基本手当に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがあります。
- 3 「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の失業の認定日から今回の認定日（この申告書を提出する日）の前日までの期間をいいます。
- 4 ①欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合または自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職または就労となります。）をいいます。なお、賃金等の報酬がなくても就職または就労したことになるものです。
- 5 ②欄の「内職または手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合、すなわち事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いた場合またはボランティア活動をした場合などで、原則として1日の労働時間が4時間未満（雇用保険の被保険者となる場合を除きます。）であって、「就職または就労」とはいえない程度のもの（1日の労働時間が4時間以上であっても、1日当たりの収入額が賃金日額の最低額未満の場合はこれに含まれることがあります。）をいいます。
- 6 ③欄のイに○印を付けた人は、③欄の表に必要な事柄を具体的に記入してください。
- 7 ④欄のロの（ホ）その他に○印を付けた人は、公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を（ ）の中に具体的に記入してください。
- 8 ※印欄には、記入しないでください。

様式第 28 号

基本手当に相当する退職手当支給申請書

今回の請求日数 (第 回)	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	日間
退職年月日	平成 年 月 日	
求職申込年月日	平成 年 月 日	
所定給付日数		日
基本手当の日額		円
待期日数		日
前回の給付日数 (第 回)	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	日間
<p>上記のとおり基本手当に相当する退職手当の支給を申請します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>(所属組合市町名)</p> <p>申請者氏名 <span style="float: right;">④</span></p> <p>(満 歳)</p> <p>滋賀県市町村職員退職手当組合長 様</p>		

基本手当に相当する退職手当計算書 (組合記載欄)

氏 名	男 女	年齢 満 歳
今回の給付日数	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	日間
計算方式	円 × 日 =	円
通 信 欄		

# 失業の証明書

私は、平成 年 月 日貴所に求職の申込を行いました。

平成 年 月 日より平成 年 月 日までの 日間（但し、就職または就労をした 日間を除いた日数）貴所の紹介により他に就職しなかったことを証明願います。

平成 年 月 日

住 所

氏 名



公 共 職 業 安 定 所 長 様

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

公 共 職 業 訓 練 等 受 講 届								
①受給資格者に関する事項	氏 名					受給資格証番号		
	住 居 また は 居 所							
②公共職業訓練等に関する事項	(1) 種 類	1 職業訓練法第14条の公共職業訓練施設を行う職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 炭鉱離職者臨時措置法第23条第1項第3号の講習	4 身体障害者雇用促進法第6条の適応訓練	5 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法第15条第1項の計画に準拠した同項第3号の訓練	6 沖縄振興開発特別措置法第44条第1項第4号の講習	
	(2) 職 種			(3) 期 間			(4) 昼夜間の別	
	(5) 受講開始年月日	平成 年 月 日		(6) 終了予定年月日	平成 年 月 日			
	この欄の記載事実には誤りのないことを証明する。 平成 年 月 日  (公共職業訓練等の施設の長の職 氏名) <span style="float:right">印</span>							
③寄宿に関する事項	(1) 寄宿の事実	有 ・ 無		(2) 寄宿開始年月日	平成 年 月 日			
	(3) 寄宿前の住所または居所							
	(4) 家 族 の 状 況	氏 名	受給資格者との続柄	年 齢	職 業	同居・別居の別	別居している者の住所または居所	
				歳	有 ・ 無	同居 ・ 別居		
				歳	有 ・ 無	同居 ・ 別居		
				歳	有 ・ 無	同居 ・ 別居		
				歳	有 ・ 無	同居 ・ 別居		
				歳	有 ・ 無	同居 ・ 別居		
			歳	有 ・ 無	同居 ・ 別居			
		歳	有 ・ 無	同居 ・ 別居				
④公共職業訓練等の受講を指示した公共職業安定所名								
規則第20条第1項の規定により上記のとおり届けます。 平成 年 月 日  受給資格者 氏 名 <span style="float:right">印</span>  滋賀県市町村職員退職手当組合長 様								
※ 処 理 欄	基 本 手 当	寄 宿 手 当		証 明 認 定				

注意事項

- 1 この届書には、受給資格証を添えてください。
- 2 この届書に記載された事項に変更があったときは、速やかに組合長に届け出てください。この場合においては、所要の証明書を添えてください。
- 3 記入上の注意
  - イ ③欄の(4)の事項については、所属組合市町の長の証明書を添えることを命じられることがあります。
  - ロ ※印欄には、記入しないでください。



(裏面)

注 意

- 1 この届書には、通常行っている通所の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しないでください。
- 2 ①欄には、通所の順路に従い、徒歩、自転車、JR各線等の別を記入してください。
- 3 ④欄は、1箇月定期券、10枚綴回数券、優待乗車券等の別を記入してください。
- 4 ⑤欄には、④欄の乗車券等を使用して1箇月間通所する場合に要する運賃等の額を記入してください。
- 5 ⑥欄には、定期券によらない場合にはその理由、回数券による場合にはその片道及び月間の使用枚数、往路と帰路と異なる場合はそのことおよび理由等を記入してください。
- 6 ⑦欄は、この届書を提出する主な理由に該当するものの番号を○で囲んでください。
- 7 ※印欄には、記入しないでください。



傷病手当に相当する退職手当支給申請書

		受給資格証番号						
申請者	①氏名		②性別		③生年月日	年 月 日		
診療 療 担 当 者 の 証 明	④傷病の名称およびその程度							
	⑤初診年月日	平成	年	月	日			
	⑥傷病の経過	平成	年	月	日	治ゆ、転医、 中止、継続中		
	⑦傷病のため職業に就くことができなかったと認められる期間	平成	年	月	日から		日間	
		平成	年	月	日まで			
⑧上記のとおり証明する。	平成 年 月 日							
	診療機関の所在地および名称							
	電 話 ( ) 局 番							
	診療担当者氏名					㊟		
支給申請期間	⑨同一の傷病により受けることができる給付	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
	⑩⑨の給付を受けることができる期間	平成	年	月	日から		日間	
		平成	年	月	日まで			
	⑪傷病手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間	平成	年	月	日から		日間	
平成		年	月	日まで				
規則第22条第1項の規定により上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を申請します。								
平成 年 月 日								
申請者 氏名 ㊟								
滋賀県市町村職員退職手当組合長 様								
※処理欄	支給期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 日間							

(裏面)

注意事項

- 1 この申請書は、組合長に提出してください。
- 2 この申請書には、受給資格者証を添えてください。
- 3 ⑨欄は、⑦欄の期間のうち、同一の傷病により受けることができる給付について、次の区分に従って該当するもの番号（2以上の給付を受けることができる場合には、その受けることができるすべての給付の番号）を○で囲んでください。
  - (1) 健康保険法による傷病手当金
  - (2) 労働基準法による休業補償または労働者災害補償保険法による休業補償給付もしくは休業給付
  - (3) 国家公務員災害補償法または地方公務員災害補償法による休業補償その他法令により地方公務員等に対して支給されるこれに相当する給付
  - (4) 地方公務員等共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金
  - (5) 国民健康保険法による傷病手当金
  - (6) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による休業給付その他法令により公務の遂行に協力した者に対して支給されるこれに相当する給付
  - (7) 公害健康被害補償法による障害補償費
- 4 ⑩欄には、⑦欄の期間のうち、⑨欄の給付を受けることができる期間を記入してください。なお、⑨欄で2以上の番号を○で囲んだ場合は、その給付を受けることができる期間を、それぞれその番号の順に記入してください。
- 5 ※印欄には、記入しないでください。

様式第34号 (表面)

支給番号					
失業者退職手当高年齢受給資格証					
高年齢受給資格者	氏名			性別	
	住所または居所				
	退職年月日	平成 年 月 日	勤続期間		
	求職年月日	平成 年 月 日	年 月		
	受給期限日	平成 年 月 日			
待期日数	日	支給日数			
待期満了年月日	平成 年 月 日	最初の失業認定日	平成 年 月 日		
失業の認定日	平成 年 月 日	基本手当(日額)	円		
平成 年 月 日交付					
滋賀県市町村職員退職手当組合 組合長 印					
上記の者は、平成 年 月 日求職の申込手続きを完了したことを証明する。					
平成 年 月 日 公共職業安定所長 印					
証明の年月日	失業の期間	職業安定所の証明印	証明の年月日	失業の期間	職業安定所の証明印
月 日	月 日から 失業していたこと 月 日まで とを証明する		月 日	月 日から 失業していたこと 月 日まで とを証明する	
月 日	月 日から 月 日まで ”		月 日	月 日から 月 日まで ”	
月 日	月 日から 月 日まで ”		月 日	月 日から 月 日まで ”	

( 処 理 状 況 )

月 日	失業認定日数または、基本手当支給日数	支給金額	適用	取扱者用
・				
・				
・				
・				

(裏面)

注意事項

- 1 この証は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けるために必要なものですから受給期限日までは大切に保管してください。もし、この証をなくしたり、または損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けてください。
- 2 高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けようとするときは、あらかじめ管轄公共職業安定所にこの証を関係書類に添えて提出し、失業の認定を受けた後、所属組合市町の長を経て組合長に提出してください。
- 3 定められた失業の認定日に出頭しないときは、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けることができなくなることがあります。
- 4 高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けようとする期間中に自己の労働によって収入を得たときは、そのことを必ず届け出てください。
- 5 偽りその他不正の行為（4の届出をしない場合または虚偽の届出をした場合も該当する。）によって高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けたり、または受けようとしたときは、以後高年齢者給付金に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられ、または処罰される場合があります。
- 6 氏名または住所もしくは居所を変更したときは、その後最初にこの証を組合長に提出する日に届書を提出してください。
- 7 支給日数とは、受給期限日までの間に高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けることができる最大限の日数分です。

様式第35号（表面）

支給番号		<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>								
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;">失業者退職手当特例受給資格証</div>										
特例受給資格者	氏名			性別	年齢	満歳				
	住所または居所									
	退職年月日	平成	年	月	日	勤続期間				
	求職年月日	平成	年	月	日					
	受給期限日	平成	年	月	日					
待期日数	日		支給日数	日分						
待期満了年月日	平成	年	月	日	最初の失業認定日	平成	年	月	日	
失業の認定日	平成	年	月	日	基本手当（日額）	円				
公共職業訓練等	受講開始	平成	年	月	日	技能	受講手当	月額	円	日支給開始
						習得	特定職種受講手当	月額	円	日支給開始
	受講終了予定	平成	年	月	日	手当	通所手当	月額	円	日支給開始
							寄宿手当	月額	円	日支給開始
平成 年 月 日交付				滋賀県市町村職員退職手当組合						
				組合長 印						
上記の者は、平成 年 月 日求職の申込手続きを完了したことを証明する。										
平成 年 月 日				公共職業安定所長 印						
証明の年月日	失業の期間			職業安定所の証明印	証明の年月日	失業の期間			職業安定所の証明印	
年 月 日	月 日から	失業していたこと			年 月 日	月 日から	失業していたこと			
	月 日まで	とを証明する				月 日まで	とを証明する			
年 月 日	月 日から	"			年 月 日	月 日から	"			
	月 日まで					月 日まで				
年 月 日	月 日から	"			年 月 日	月 日から	"			
	月 日まで					月 日まで				
年 月 日	月 日から	"			年 月 日	月 日から	"			
	月 日まで					月 日まで				



<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                 設定日時                  月 日                  時から 時まで             </div>	<h2 style="margin: 0;">高年齢受給資格者失業認定申告書</h2> <p style="margin: 5px 0;">(該当するところへ○印を付け、必要な事項を記入してください。)</p>		
①失業の認定を受けようとする期間中に就職または就労をしましたか。	イ した ロ しない	就職又は就労した月日を記入して下さい。	
②失業の認定を受けようとする期間中に公共職業安定所以外でも引き続き就職先を探しましたか。	イ 探した	(イ) 知人の紹介により求人者に面接(求職の申込み)をした。 (年月日、事業所名、結果について具体的に記入してください。)  (ロ) 新聞広告により応募した。 (その新聞の名称、応募月日、応募事業所名、結果について具体的に記入してください。)  (ハ) その他(具体的に記入してください。)	
	ロ 探さなかった	(その理由を具体的に記入してください。)	
③今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐ応じられますか。	イ 応じられる ロ 応じられない	応じられない理由は何ですか。 (イ) 病気やけがなど健康上の理由  (ロ) 個人的または家庭的事情のため (例えば、結婚や妊娠のため、家事の都合のためなど)  (ハ) 就職予定があるため  (ニ) 自営業開始の予定があるため  (ホ) その他 ( )	
規則第25条第1項において準用する第20条第1項の規定により上記のとおり申告します。  平成 年 月 日  <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>公共職業安定所長 様</span> <span>受給資格証番号 ( )</span> <span>受給資格者氏名 ㊦</span> </div>			
※公共職業安定所記載欄	連絡事項	取扱者印	( )

(裏面)

注意事項

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出してください。
- 2 申告は正しくしてください。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記入をして提出した場合には、以後、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、または処罰されることがあります。
- 3 「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の安定所に出頭した日から認定日（この申告書を提出する日）までの期間をいいます。
- 4 ①欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合または自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職または就労となります。）をいいます。なお、賃金等の報酬がなくても就職または就労したことになるものです。
- 5 ②欄のイに○印を付けた人は、例えば「○月○日、知人に紹介されて機械工を求めている○○会社へ面接にいったが、賃金が低いので断った」などと、具体的に記入してください。
- 6 ③欄のロの（ホ）その他に○印を付けた人は、安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を（ ）の中に具体的に記入してください。

特例受給資格者失業認定申告書

設定日時  
 月 日  
 時から 時まで

（該当するところへ○印を付け、必要な事柄を記入してください。）

①失業の認定を受けようとする期間中に就職または就労をしましたか。	イ し た ロ しない	就職または就労した月日を記入してください。
②失業の認定を受けようとする期間中に公共職業安定所以外でも引き続いて就職先を探しましたか。	イ 探した	(イ) 知人の紹介により求人者に面接（求職の申込み）をした。 （その月日、事業所名、結果について具体的に記入してください。）  (ロ) 新聞広告により応募した。 （その新聞の名称、応募月日、応募事業所名、結果について具体的に記入してください。）  (ハ) その他（具体的に記入してください。）
	ロ 探さなかった	（その理由を具体的に記入してください。）
③今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	イ 応じられる ロ 応じられない	応じられない理由は何ですか。 (イ) 病気やけがなど健康上の理由  (ロ) 個人的または家庭的事情のため （例えば、結婚や妊娠のため、家事の都合のためなど）  (ハ) 就職予定があるため  (ニ) 自営業開始の予定があるため  (ホ) その他（ ）
規則第26条第2項において準用する第19条第1項の規定により上記のとおり申告します。  平成 年 月 日  特例受給資格証番号 （ ）  特例受給資格者氏名 ㊟  公共職業安定所長 様		
※公共職業安定所記載欄	連絡事項	取扱者印

(裏面)

注意事項

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出してください。
- 2 申告は正しくしてください。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記入をして提出した場合には、以後、特例一時金に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、または処罰されることがあります。
- 3 「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の安定所に出頭した日から認定日（この申告書を提出する日）までの期間をいいます。
- 4 ①欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合または自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であっても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職または就労となります。）をいいます。なお、賃金等の報酬がなくても就職または就労したことになるものです。
- 5 ②欄のイに○印を付けた人は、例えば「○月○日、知人に紹介されて機械工を求めている○○会社へ面接に行ったが、賃金が低いので断った」などと、具体的に記入してください。
- 6 ③欄のロの（ホ）その他に○印を付けた人は、安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を（ ）の中に具体的に記入してください。

様式第38号

高年齢求職者給付金に相当する退職手当支給申請書

退職年月日	平成 年 月 日
求職申込年月日	平成 年 月 日
支給期限日	平成 年 月 日
待期満了年月日	平成 年 月 日
基本手当(日額)	平成 年 月 日
失業認定日	平成 年 月 日
<p>上記のとおり高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を申請します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>(所属組合市町名) 申請者氏名 <span style="float: right;">㊟</span> (満 歳)</p> <p>滋賀県市町村職員退職手当組合長 様</p>	

高年齢求職者給付金に相当する退職手当計算書(組合記載欄)

氏名	男・女	年齢	歳
基本手当(日額)	円		
支給日数	日分		
計算方式	円 × 日 = 円		
通信欄			

様式第 39 号

特例一時金に相当する退職手当支給申請書

退 職 年 月 日	平成 年 月 日
求 職 申 込 年 月 日	平成 年 月 日
受 給 期 限 日	平成 年 月 日
待 期 満 了 年 月 日	平成 年 月 日
基 本 手 当 (日 額)	平成 年 月 日
失 業 年 月 日	平成 年 月 日
<p>上記のとおり特例一時金に相当する退職手当の支給を申請します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>(所属組合市町名)</p> <p>申請者氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>(満 歳)</p> <p>滋賀県市町村職員退職手当組合長 様</p>	

特例一時金に相当する退職手当計算書 (組合記載欄)

氏 名		年 齡	歳
基本手当 (日額)			円
支 給 日 数			日 分
計算方式	円 ×	日 =	円
通信欄			

就業手当に相当する退職手当支給申請書

1 申請者	氏名	住所	〒 (電話 )
-------	----	----	------------

2 就職先の事業所 (下記 3①の場合のみ記載)	名称	事業所番号
	所在地	〒 (電話 )

3 職業に就いた日等について記載してください。 (記載にあたっては裏面の注意書きをよくお読みください。)	① 一の雇用契約の期間が 7 日以上である場合		
	イ 一週間の所定労働時間	時間 分	ロ 雇用年月日 平成 年 月 日
	ハ 雇用期間	(イ) 定めなし (ロ) 定めあり	平成 年 月 日まで ( 年 カ月)
	ニ 支給対象期間中の就業日数	合計	日
	② ①以外の就業		
	イ 就業先の事業所等	ロ 就業期間	ハ 就業日数
(電話 )		日	
(電話 )		日	
(電話 )		日	
(電話 )		日	
		合計	日

上記 2 および 3 ①の記載事実に誤りのないことを証明する。  
平成 年 月 日

事業主氏名 印  
(法人のときは名称および代表者氏名)

4 上記 2 および 3 の事業所の事業主は、受給資格に係る離職前の事業主（関連事業主を含む。）であるか否か	イ 離職前事業主である ロ 離職前事業主ではない
5 申請に係る就業について、安定所への求職の申込みの日前に雇用の予約があったか否か	イ 雇用の予約があった ロ 雇用の予約はない
6 申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の 1 ヶ月である場合に、安定所または職業紹介事業者の紹介を受けましたか	イ 紹介を受けた ロ 紹介を受けてない
職業紹介事業者の名称	(電話 )

滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例施行規則第 28 条第 1 項の規定により上記のとおり就業手当に相当する退職手当の支給を申請します。

平成 年 月 日  
申請者氏名 印  
滋賀県市町村職員退職手当組合長 様

次回申請日	※処理欄	支給金額	円	備考
月 日まで		支給決定年月日	平成 年 月 日	

(裏面)

注意事項

- 1 この申請書は、原則として、失業の認定を受けようとする期間（前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間＝支給対象期間（就業手当等）中に職業に就いた（就業した）場合（注）、その失業の認定を受ける日（認定日＝確認日（就業手当等））に失業認定申告書と一緒に受給資格証を添えて提出してください。  
ただし、就職して被保険者資格を取得した場合など、その就職以後失業の認定を受ける必要のない方については、その後の支給申請を支給対象期間ごとに行うこととした場合の確認日から次の確認日の前日までの間に代理人または郵送によって申請しても差し支えございません（この場合、「次回申請日」欄を確認のうえ、その日までに支給申請を行ってください。）。ただし、代理人による申請の場合は、委任状が必要となります。  
（注） 就業手当の支給対象となる職業に就いた（就業した）場合とは、失業認定申告書裏面注意書き4に記載した「就職または就労」に該当し、かつ、安定した職業（※）以外に就業した場合をいいます。  
（※ ここでのいう「安定した職業に就いたこと」とは、「1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就き、または事業（その事業により受給資格者が自立することができる）と組合長が認めたものに限ります。」を開始したことをいいます。）  
この就業手当の支給対象となる「就業」にあたるか否かについて疑問がある場合には、組合に問い合わせてください。
- 2 申請は正しくしてください。偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還とさらにそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがあります。
- 3 2の「就職先の事業所」欄には、3の①の「一の雇用契約の期間が7日以上である場合」（注）に該当する場合に記入してください。また、記載内容を証明する書類（雇用契約書、雇入通知書等）の写しを添付してください。  
（注） 「一の雇用契約の期間が7日以上である場合」とは、上記1の注意書に掲げた就業であって、7日以上の期間について雇用契約を締結して就業する全ての場合をいいます。
- 4 事業主は、「就職して被保険者資格を取得した場合などその就職以後失業の認定の必要のない方」であって、郵送または代理人による申請が認められる場合について、2および3の①欄の記載内容の証明を行ってください。この場合、事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還とさらにそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。
- 5 3の②欄には、3の①欄に該当する就業以外のすべての就業について以下の要領で記入してください。  
「イ 就業先の事業所等」欄には、就業先の事業所等（自宅であれば「自宅」と記載。自営準備活動を行った場合など特定できないものは記載不要）とその電話番号（自宅の場合は記載不要）を記入してください。  
「ロ 就業期間」欄には、その就業した日について「イ 就業先の事業所等」ごとにすべて記入してください（記入例：「5月12日から5月15日まで」を雇用契約期間として就業した場合は、「5/12～5/15」と記入。「5月1日、5月4日、5月10日」の日ごとに就業した場合は、「5/1、5/4、5/10」と記入。）。  
「ハ 就業日数」欄には、「イ 就業先の事業所等」ごとに就業した日数の合計を記入し、「合計」欄には支給対象期間中の就業日数の合計を記入してください。  
「ニ 就業の内容」欄には、その就業の具体的な内容を簡潔に記載してください。
- 6 この申請書には、就業したことを証明する給与明細書などの資料の写しを添付してください。
- 7 4および5欄は、雇用契約を締結して就業する場合に該当するものを○で囲んでください。  
この場合、3欄の「関連事業主」とは、あなたが就業した事業所が一定の資本の状況から見て離職前の事業主と密接な関係にあるもの（出資等の割合が50%を超えるもの）である他の事業主のことをいいます。  
この「関連事業主」にあたるか否かについて疑問がある場合には、組合に問い合わせてください。
- 8 6欄は、離職理由による給付制限を受けている場合には、その期間中の最初の1ヶ月間について該当するものを○で囲んでください。この場合、申請にかかる就業について、職業紹介事業者から紹介を受けて就業したものであるときには、その職業紹介事業者の名称と電話番号を記入してください。  
なお、「職業紹介事業者」とは、厚生労働大臣の許可を受け、または厚生労働大臣に届出をして職業紹介事業を行う者のことをいいます。

様式第 40 号の 2 (表面)

再就職手当に相当する退職手当支給申請書

① 申請者	氏名		住所	〒  (電話 )
-------	----	--	----	----------------

② 就職先の事業所 (開始した事業)	名称		事業所番号	
	所在地	(電話 )		
	事業の種類			
③ 雇入年月日 (事業開始年月日)	平成 年 月 日	④ 採用内定年月日	平成 年 月 日	
⑤ 職 種		⑥ 一週間の所定労働時間	時間 分	
⑦ 賃 金 月 額	万 千円	⑧ 雇用期間	イ 定めなし ロ 定めあり	平成 年 月 日まで ( 年 カ月)
⑨ 上記の記載事実誤りにないことを証明する。 平成 年 月 日  事業主氏名 印 (法人のときは名称及び代表者氏名)				

事業主の証明

⑩ ③の雇入年月日または事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当、常用就職支度金または常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	イ 再就職手当、常用就職支度金または常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。
	ロ 再就職手当に相当する退職手当、常用就職支度金に相当する退職手当および常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。

滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例施行規則第 28 条第 1 項の規定により上記のとおり再就職手当に相当する退職手当の支給を申請します。

平成 年 月 日

滋賀県市町村職員退職手当組合長 様

申請者氏名 印

※ 処理欄	所定給付日数	日	備考
	支給残日数	日	
	支給金額	円	
	支給決定年月日	平成 年 月 日	

(裏面)

注意事項

- 1 この申請は、③欄に記載した雇入年月日または事業開始年月日の翌日から起算して1箇月以内（提出期限）に、組合長に提出してください。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理しません。
- 2 この申請書には、受給資格証を添えてください。
- 3 雇用された受給資格者にあつては、①から⑩までの欄に記入し、事業を開始した受給資格者にあつては、①から③までおよび⑩の欄に記載してください。
- 4 申請は正しくしてください。偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還とさらにそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがあります。
- 5 ⑧欄は、該当する記号を○で囲んでください。また、「ロ 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載してください。
- 6 ⑩欄は、該当する記号を○で囲んでください。
- 7 事業主は⑨欄の証明を行うとともに、速やかに雇用保険被保険者資格取得届の提出を行ってください。
- 8 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還とさらにそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがあります。
- 9 ※欄には、記載しないでください。

※ 組 合 記 載 欄

様式第 41 号 (表面)

常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書

① 申請者	氏名		住所	〒  (電話 )
-------	----	--	----	----------------

② 就職先の事業所 (開始した事業)	名称		事業所番号	
	所在地	(電話 )		
	事業の種類			
③ 雇入年月日	平成 年 月 日	④ 採用内定年月日	平成 年 月 日	
⑤ 職種		⑥ 一週間の所定労働時間	時間	分
⑦ 賃金月額	万 千円	⑧ 雇用期間	イ 定めなし ロ 定めあり	平成 年 月 日まで ( 年 カ月)
⑨ 上記の記載事実 に誤りのないことを証明する。 平成 年 月 日 事業主氏名 印 (法人のときは名称及び代表者氏名)				

事業主の証明

⑩ ③の雇入年月日または事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当、常用就職支度金または常用就職支度手当に相当する退職手当の有無	イ 再就職手当、常用就職支度金または常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。
	ロ 再就職手当に相当する退職手当、常用就職支度金に相当する退職手当および常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。

滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例施行規則第 28 条第 1 項の規定により上記のとおり常用就職支度手当に相当する退職手当の支給を申請します。

平成 年 月 日  
申請者氏名 印  
滋賀県市町村職員退職手当組合長 様

備考				
※処理欄	支給金額	円	支給決定年月日	平成 年 月 日

(裏面)

注意事項

- 1 この申請は、③欄に記載した雇入年月日または事業開始年月日の翌日から起算して1箇月以内（提出期限）に、組合長に提出してください。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理しません。
- 2 この申請書には受給資格証、特例受給資格証または被保険者手帳を添えてください。
- 3 ⑧欄は、該当する記号を○で囲んでください。また、「ロ 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載してください。
- 4 ⑩欄は、該当する記号を○で囲んでください。
- 5 ※欄には、記載しないでください。

※ 組 合 記 載 欄

移転費に相当する退職手当支給申請書

①申請者	氏名			受給資格証番号													
	移転前の住所または居所																
	移転後の住所または居所																
②就職先の事業所	所在地																
	名称																
③就職決定年月日	平成 年 月 日	※雇用期間															
④受講する公共職業訓練等の施設	所在地																
	名称																
⑤受講指示年月日	平成 年 月 日	⑥受講開始年月日	平成 年 月 日	⑦受講終了予定年月日	平成 年 月 日												
⑧移転開始予定年月日	平成 年 月 日	⑨乗車（船）の場所			⑩下車（船）の場所												
⑪移転する者の氏名	⑫生年月日	⑬続柄	※鉄道賃		※船賃	※車賃	※移転料	※着後手当	※計								
			距離	運賃	急行料金	計	距離	運賃		距離	支給額	距離	支給額	支給額			
本人			km	円	円	円	km	円	km	円						円	
家族																	
※合計												km	円		円		円
					※就職先の事業主から支給される就職支度費の額						円						
					※差引支給額						円						
<p>規則第28条第1項の規定により上記のとおり移転費に相当する退職手当の支給を申請します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>滋賀県市町村職員退職手当組合長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p>																	

(裏面)

注意事項

- 1 この申請書には、受給資格証または、特例受給資格証を添えて提出してください。
- 2 就職するために移転する場合には、④欄から⑦欄までは記入しないでください。
- 3 公共職業訓練等を受講するために移転する場合には、②欄および③欄は記入しないでください。
- 4 ⑧欄には、移転のために出発する予定年月日を記入してください。
- 5 ⑩の家族欄には、随伴する同居の親族のうち申請者の収入によって生計を維持している者について記入してください。  
この場合には、その事実を証明することができる書類を添えてください。
- 6 ※欄には、記入しないでください。

広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏名		性別		受給資格証番号						
	住所または居所										
訪問事業所	名称	所在地									
※ 宿泊地	公共 職業安定所関係	公共 職業安定所関係	公共 職業安定所関係	公共 職業安定所関係	公共 職業安定所関係						
※ 泊数	泊	泊	泊	泊	泊						
<p>規則第28条第1項の規定により、上記のとおり広域求職活動費に相当する退職手当の支給を申請します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>滋賀県市町村職員退職手当組合長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p>											
※公共職業安定所記載欄	区間	鉄道賃			船賃		車賃		宿泊料 (円)	計 (円)	鉄道距離 換算キロ数 (km)
		距離 (km)	運賃 (円)	急行料金 (円)	計 (円)	距離 (km)	運賃 (円)	距離 (km)			
	合計										
求人者から支給される広域求職活動に要する費用の額										円	
差引支給額										円	

注意

- この申請書は、広域求職活動の指示を受けた日の翌日から起算して10日以内に広域求職活動を指示した組合長に提出してください。
- ※印欄には、記入しないでください。